

精華町国土強靱化地域計画 (改定版)

令和6年3月

(令和7年4月 一部改正)

精華町

目 次

はじめに	・ ・ ・ ・ ・ 1
1 改定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画期間	
第1章 精華町国土強靱化地域計画の基本的な考え方	・ ・ ・ ・ ・ 3
1 基本目標	
2 精華町国土強靱化地域計画を推進する上での基本的な方針	
第2章 精華町の地域特性等	・ ・ ・ ・ ・ 5
1 地勢・成り立ち	
2 気象	
3 人口	
第3章 脆弱性評価	・ ・ ・ ・ ・ 6
1 想定するリスク	
2 精華町における「起きてはならない最悪の事態」	
第4章 国土強靱化の推進方針	・ ・ ・ ・ ・ 13
1 国土強靱化に関する施策分野	
2 施策分野毎の国土強靱化の推進方針	
第5章 計画の推進	・ ・ ・ ・ ・ 39
1 計画の進捗管理	
2 施策の重点化	
(別紙) 「起きてはならない最悪の事態」毎の脆弱性評価の結果	・ ・ ・ ・ ・ 42

はじめに

1 改定の趣旨

我が国では、近年、大規模な自然災害が相次いでおり、特に平成 28 年の熊本地震以降は、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年東日本台風、令和 2 年 7 月豪雨など毎年のように大規模災害が発生し、多大な被害をもたらしている。また、社会生活や経済活動に影響を及ぼすリスクとして、自然災害の他にも新型コロナウイルス感染症によるパンデミックなど、今後はあらゆる事象を想定した上で、防災・減災対策に取り組むことが求められている。

こうしたなかで、国においては「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成 25 年法律第 95 号)」に基づき策定された「国土強靱化基本計画」(平成 30 年 12 月 14 日閣議決定)を変更するとともに、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策(平成 30 年 12 月 14 日閣議決定)」、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策(令和 2 年 12 月 11 日閣議決定)」を打ち出し、大規模地震災害等に強い国づくりに取り組んできた。

さらには、切迫している南海トラフ地震や日本海溝周辺海溝型地震、首都直下型地震によって、国民の社会生活や経済活動が機能不全に陥らないよう、近年の災害から得られた貴重な教訓や社会情勢の変化等を踏まえ、国土強靱化基本計画(平成 30 年 12 月 14 日閣議決定)が令和 5 年 7 月に見直され、これまで以上の災害に屈しない強靱な国土づくりを進めていくよう方針が示されたところである。

また、府においては、平成 21 年度に「京都府戦略的地震防災対策指針」及び「京都府戦略的地震防災対策プラン」を策定し、地震対策を推進するとともに、平成 28 年度には、平成 24 年から 3 年連続して発生した大規模な浸水被害を踏まえ「災害からの安全な京都づくり条例(平成 28 年京都府条例第 41 号)」を制定し安心・安全な京都づくりが進められており、この取組に合わせ、平成 28 年 11 月に国土強靱化基本法第 13 条に基づく計画として「京都府国土強靱化地域計画」が策定された。しかしながら、策定後に世界規模で新型コロナウイルス感染症が大流行し、避難所で新型コロナウイルス感染拡大が発生するなど、これまで想定していなかったリスクも新たに発生していたことから、それらへの対応も踏まえて令和 3 年 3 月に同計画の見直しが行われた。

精華町においても、国・府に呼応する形で令和元年 12 月に「精華町国土強靱化地域計画」を策定し、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推し進めてきているが、将来的に起こり得る大規模地震災害や相次ぐ気象災害、さらには新型コロナウイルス感染症などの新たなリスクから長年にわたって築かれてきた生活や経済の基盤である社会資本への被害を最小限に抑えるためには、変化する社会情勢に適切に順応していく必要がある。

このため、精華町においても、これまで培ってきた知見や社会経済情勢の変化を踏まえ、「精華町国土強靱化地域計画」を改定し、災害に強いまちづくりを推進することとします。

2 計画の位置づけ

精華町国土強靱化地域計画は、強靱化基本法第 13 条に規定する国土強靱化地域計画として策定するものであり、精華町の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるべきものとして位置づけるものである。

そのため、「精華町第 6 次総合計画」におけるまちづくりの基本理念及び「精華町地域防災計画」、府の国土強靱化に係る諸計画との調和を図る。

3 計画期間

概ね 10 年後を見据えつつ、令和 6 年度から令和 10 年度末までの 5 年間を推進期間とする。

第1章 精華町国土強靱化地域計画の基本的な考え方

1 基本目標

災害は、それを迎え撃つ社会の在り方によって被害の状況が大きく異なるものであることから、住民生活及び経済に甚大な影響を及ぼす恐れがある大規模自然災害等（以下「大規模自然災害等」という。）の様々な危機を直視して、平時から備えることが重要である。

そこで、いかなる災害が発生しても、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会が構築されるよう、次の4点を基本目標として本計画を推進することとする。

- ①人命の保護が最大限に図られること。
- ②精華町の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること。
- ③町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。
- ④迅速な復旧・復興に資すること。

2 精華町国土強靱化地域計画を推進する上での基本的な方針

事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりという国土強靱化の理念を踏まえるとともに、町内でかつて発生した浸水被害及び平成30年7月豪雨に伴う土砂災害のほか、東日本大震災、平成26年8月豪雨に伴う広島土砂災害、平成27年9月関東・東北豪雨に伴う鬼怒川決壊、平成28年熊本地震等をはじめとする過去の災害から得られた教訓を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

（1）国土強靱化の取組姿勢

- ・ 激甚化する土砂災害・風水害、切迫する巨大地震に対し、国、府、近隣市町村等との一層の連携強化を図るとともに、町民及び事業所への情報提供
- ・ 避難体制の強化等を継続的に推進すること。
- ・ 精華町の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組に当たること。
- ・ 伝統ある既存集落から、新たな関西文化学術研究都市（以下「学研都市」という。）開発に伴う新市街地まで、各地区の多様性を尊重しつつ再構築し、地区内はもとより各地区間の連携を強化するとともに、安全・安心な

まちづくりを進めることにより、地域全体の活力を高め、東京一極集中是正の一翼を担い、双眼型の国土の形成につなげていく視点を持つこと。

- ・ 精華町のあらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力、住民力を強化すること。

(2) 適切な施策の組合せ

- ・ 災害リスクや各地区の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と、災害対応体制や避難体制の確保、防災訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ・ 行政と事業所や町民が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
- ・ 非常時に防災・減災などの効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

- ・ 社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、効率的な財政運営に配慮して施策の重点化を図ること。
- ・ 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ・ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ・ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。
- ・ 科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

(4) 地区の特性に応じた施策の推進

- ・ 人のつながりやコミュニティ機能を向上させるとともに、各地区において強靱化を推進する担い手が活動できる環境整備に努めること。
- ・ 女性、高齢者、子供、障害のある人、外国人のほか観光客その他の来訪者にも十分配慮して施策を講じること。
- ・ 地区の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

第2章 精華町の地域特性等

1 地勢・成り立ち

町は、京都市の南方約28km、府の南西端に位置し、東は木津川を境に木津川市に接し、南は奈良市、南西は生駒市、北及び北西は京田辺市に接している。町域は、東西約4.78km、南北4.85kmの広ぼうで、面積は25.68 km²である。

地形的には、町域の東部に北流する木津川左岸の低地が広がり、中央部以西に100～200m程度の神奈備丘陵が広がっている。木津川沿いの低地は、JR学研都市線・近鉄京都線付近を境に氾濫平野と扇状地に二分され、氾濫平野には、かつての木津川の蛇行を示す旧河道や自然堤防が介在している。氾濫平野の多くは、水田として利用されている。

神奈備丘陵を水源とする山田川、堀池川及び煤谷川は町の平坦地部を東に流れ、木津川に合流する。山田川及び煤谷川に挟まれた丘陵地は学研都市の中核地域として国立国会図書館関西館、各種研究施設及び大規模新興住宅地が建設されている。また、煤谷川北岸の丘陵は陸上自衛隊祝園弾薬庫として活用されている。

地層は、生駒山系に属する洪積層の丘陵が南北に伸び、木津川に面した平坦部は、木津川とその支川の堆積によって形成された沖積層である。木津川支川は、花崗岩の崩壊による砂と花崗岩質の軟弱な洪積層の風化による土砂、砂礫が河床に堆積し、築堤河川となっている。

神奈備丘陵の東側の低地は、沖積層の砂層や粘土層からなる。町域で最も低い地域に当たり、農地及び小規模住宅地に供されている。

万葉の時代以来、集落は木津川の氾濫を避けるため、自然堤防上や扇状地に形成され農業を主産業にしてきた。これらを基礎にして、学研都市の中心地として都市建設が進められ、我が国が急速な少子高齢化により人口減少局面に入った今日にあっても、なおも都市としての成長を続けるとともに、関西ひいては我が国全体の持続可能な新たな社会経済システム創造への寄与が期待されている。

2 気象

町は主として瀬戸内海型の気候の特色を有し、冬は温暖で雨量が少なく、6～7月頃の梅雨期と9月頃の台風期は、降水量が増加することがある。

なお、1981～2010年の平均気温は14.9℃、年間平均雨量は1365.5mmである。近年では、局地的豪雨が増加し、浸水被害・土砂災害の発生が懸念される。

3 人口

昭和 20～40 年の間、約 1 万人で一定して推移してきたが、昭和 40～50 年代、小規模住宅地開発による人口定着が進み、増加に転じた。加えて、昭和 60 年、学研都市の建設が開始され大規模住宅地開発が促進された。この結果、桜が丘地区まち開きを契機に人口は急増し、令和 5 年現在、約 3 万 7 千人である。このため、既存集落、小規模住宅地開発地区、学研都市大規模住宅地開発地区に分かれている。ここから、防災上も脅威となる災害が多様化するという特性を有している。

第 3 章 脆弱性評価

強靱化基本法の趣旨を踏まえ、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行い、推進すべき施策プログラムを策定する。

1 想定するリスク

町民生活及び経済への影響に鑑み、発生すれば甚大な被害が生じる地震（南海トラフ地震、直下型地震）及び近年頻発している豪雨等による土砂災害・風水害等の大規模自然災害並びにこれらに起因する大規模停電や断水等のライフライン途絶による二次災害を想定するリスクとして、過去の被害状況や発生確率、被害想定等を次のとおり提示する。

（1）地震

① 南海トラフ地震

30 年以内の発生率が 70%程度（平成 28 年 1 月時点）と高くなっている南海トラフ地震については、町内で震度 6 強以上が想定され、人的被害として、死者 10 人、負傷者 190 人（うち重傷者 20 人）、要救助者 60 人、建物被害として全壊 280 棟、焼失建物 40 棟が見込まれている。

② 直下型地震

府が平成 18～19 年度に実施した「京都府地震被害想定調査」によると、府域周辺には 22 の断層があり、これらのうち、町に大きな被害を及ぼすと考えられる断層による地震がもたらす町での震度は下表のように想定され

ている。

特に、町域に大きな被害を及ぼすと考えられるのは「生駒断層帯」、「奈良盆地東縁断層帯」や「木津川断層帯」等で、これらを震源とする地震が発生した場合、町域のほとんどで震度6以上の地震動が発生すると想定されている。

表1 本町における最大予測震度

断 層	震 度 想 定
生駒断層帯	震度7
奈良盆地縁断層帯	震度7
木津川断層帯	震度6強
和束谷断層	震度6強

地震によって想定される被害は、建物の倒壊、火災、それに伴う人的被害、道路・橋梁、電気・通信・ガス・上下水道などのライフライン施設の機能停止など多くの範囲にわたる。府の実施した被害想定によると、想定地震に対して下表のような被害が発生することが予想される。

表2 主要な断層で発生する地震の本町における被害予測一覧

【建物被害】

(棟数)

断層名	最大予測震度	全壊	半壊・ 一部半壊	焼失建物
生駒断層帯	7	2,700	3,620	220
木津川断層帯	6強	1,860	3,120	70
和束谷断層帯	6強	450	1,450	0

【人的被害】

(人)

断層名	地震想定	死者数	負傷者数	避難者数
生駒断層帯	7	150	1,200	11,400
木津川断層帯	6強	80	870	8,820
奈良盆地東縁 断層帯	7	110	1,030	10,420
和束谷断層帯	6強	10	270	3,470

南海トラフ地震の町の被害想定

断層名	最大 予想 震度	人的被害					建物被害		
		死者数 (人)	負傷者数 (人)	重傷者 (人)	要救助 者数 (人)	短期避 難者数 (人)	全壊 (棟)	半壊・ 一部 半壊 (棟)	焼失 建物 (棟)
南海ト ラフ	6 強	10	190	20	60		280		40

「内閣府のデータを基にした京都府被害想定（2014）」府ホームページより

（2）豪雨等により土砂災害・風水害等

本町を含む南山城地域は、旧来から木津川氾濫による堤防決壊等により大きな被害を受けてきた地域である。現在は堅牢な堤防が築かれており木津川から出水する危険性は低くなりつつあるが、堤防が十分に整備されていない時代には、頻繁に破堤し、水害をもたらしてきた。本町においても被害があったという記録があるものの、詳細な被害記録等が存在しないため、被害箇所、死傷者数の特定はできないが記録が残っている風水害としては、次表のとおりである。

表 3 南山城地域における主な風水害

発生年月日	災害の種類	主な気象観測値	南山城地域の主な被害
昭25. 9. 3	風水害 (ジェーン 台風)	瞬間最大風速： 京都 28. 8m/s	死者7人、行方不明者4人、負傷者364人、家屋全半壊4015戸、床上浸水353戸
昭28. 8. 14～15	風水害 (集中豪雨) 南山城水害	総雨量： 東和束 680mm	死者221人、行方不明者115人、負傷者1366人、家屋全半壊1306戸、床上浸水1649戸
昭36. 9. 15～16	風水害 (第2室戸 台風)	瞬間最大風速： 京都 34. 3m/s	死者12人、負傷者251人、家屋全半壊5486戸、床上浸水5戸
昭47. 7. 10～15	水 害 (集中豪雨)	総雨量： 木津 259mm	死者8人、負傷者17人、家屋全半壊48戸、床上浸水230戸
昭61. 7. 20～22	風水害 (集中豪雨)	総雨量： 木津 195mm	死者1人、負傷者2人、家屋全半壊24戸、床上浸水162戸
平24. 8. 13～14	京都府南部 豪雨	時間雨量：菱田 107mm	精華町：床上浸水16戸、床下浸水66戸
		総雨量：宇治 307mm	宇治市：死者2人、全壊31棟（全焼1件を含む。）、半壊169棟、床上浸水779戸、床下浸水1297戸

町における既往の風水害としては、昭和 28 年の南山城水害などが挙げられるが、木津川右岸地域のような甚大な被害は、記録として残されていない。ただし、町の地形の成因や近隣市町での災害記録等を参考に考察すると、以下のような特性を挙げることができる。

① 外水氾濫

外水氾濫は、河川堤防の破堤等により、河川水が氾濫して生じる災害であり、一般に水位の上昇が急激で、流水の勢いが強いため、家屋の流失や人的被害が生じるなど甚大な被害をもたらす場合が多い。

本町において、最も甚大な被害をもたらす可能性をはらんでいるのは、一級河川の木津川である。木津川下流部では堤防幅を大きくした桜堤の計画もある。

木津川の堤防は高く、大規模な破堤の記録も近年はみられないが、背後の広大な水田と次第に開発が進む市街地が控えており、今後の市街地

形成によっては、水害が発生した場合の被害は甚大なものになると予想される。

また、町域を流れる煤谷川（下流部は除く）や山田川などは、掘り込み式河道であるため、破堤等による大きな被害は生じにくいですが、その分、急激な水位上昇が起こりやすく、溢水による水害の発生頻度も高くなる。

なお、流域の広い木津川では、上流部における集中豪雨などに対しても注意が必要である。

② 内水氾濫

町域を流れる河川は、背後地の丘陵が低いことから、その流域も小さく比較的小規模な河川が多い。小規模な河川では、氾濫が生じやすいが、浸水による被害も小さい。ただし、低地部では、丘陵地のように河川の勾配が急でないため、氾濫が生じやすく、合流先の木津川の水位が高い時などは特に内水氾濫の危険性が高いといえる。

③ 土砂災害

土砂災害は、急傾斜地や急崖、地すべり地形等において発生しやすいが、本町では丘陵地の斜面勾配が比較的緩やかであるため、土砂災害は局地的な急傾斜地に集中しやすいといえる。また、丘陵地を造成した新たな開発地域（造成地）が多くみられることから、造成で新たに生じた急な崖や高い盛土地等に対して適切な斜面对策を講じるように開発事業者を指導する必要がある。

また、府では、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域と特別警戒区域を指定し、公表している。町内でも土砂災害警戒区域と特別警戒区域が9地区、60箇所指定されている。土砂災害の発生危険度は、降雨、地形、地質の状況等により異なるため、警戒区域以外でも土砂災害が発生する可能性があり、異常気象時には注意が必要である。

2 精華町における「起きてはならない最悪の事態」

脆弱性評価は、「起きてはならない最悪の事態」を想定した上で行うこととされている（強靱化基本法第17条第3項）。精華町においては、国土強靱化基本計画で設定された最悪の事態を基本としつつ、8つの「事前に備えるべき目標」と町独自の内容を含めた39の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定した。

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
I. 人命の保護が最大限に図られること。 II. 町の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること。 III. 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。 IV. 迅速な復旧・復興に資すること。	1 大規模自然災害が発生した場合でも人命の保障が最大限図られる	1-1	住宅密集地での火災による死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3	異常気象等による広域かつ長期的な住宅地等の浸水
		1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
	2 大規模自然災害の発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地における食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客含む）への食料・飲料水等の供給不足
		2-6	医療施設及び医療関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下
		3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-3	東京圏の首都中枢機能の機能不全
		3-4	町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	携帯電話事業の長期停止による種々の重要な情報が送達できない状態
		4-3	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない状態

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
I. 人命の保護が最大限に図られること。 II. 町の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること。 III. 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。 IV. 迅速な復旧・復興に資すること。	5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発
		5-4	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
		5-5	食料・飲料水等の安定供給の停滞
	6 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワークや石油・L P ガスサプライチェーンの機能停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	下水道処理施設の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断される事態
		6-5	異常湧水等による用水の供給停止
	7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	住宅地密集地での大規模火災の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的被害と交通麻痺
		7-3	ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流失
		7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-6	風評被害等による町経済等への甚大な影響
		7-7	大規模災害と感染症のまん延が同時期に発生することによる社会生活機能の停止
	8 大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う体制等の不足による復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	基幹インフラ損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

第4章 国土強靱化の推進方針

1 国土強靱化に関する施策分野

本計画の対象とする国土強靱化に関する施策分野は、次の10の個別の施策分野と5つの横断的分野とする。

〔個別施策分野〕

- (1) 行政機能／警察・消防等
- (2) 住宅・都市／環境・エネルギー
- (3) 保健医療・福祉
- (4) 情報通信
- (5) 産業構造
- (6) 農林
- (7) 交通・物流
- (8) 国土保全／国土利用
- (9) 首都機能バックアップ等
- (10) 伝統文化の保全

〔横断的分野〕

- (1) リスクコミュニケーション
- (2) 人材育成
- (3) 官民連携
- (4) 老朽化対策
- (5) デジタル活用

2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針

1で設定した15の施策分野ごとの国土強靱化の推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）を次に示す。

これら15の方針は、第3章の2で想定した「起きてはならない最悪の事態」に対して設定した8つの「事前に備えるべき目標」に照らして必要な対応を施策分野ごとに分類して取りまとめたものである。

これらの間には相互依存の関係があることから、主管する部等を明確にした上で関係する府・地方公共団体等と進捗状況等のデータや工程管理を共有するなど、施策の実効性及び効率性が確保できるよう十分に配慮することとする。

〔個別施策分野〕

(1) 行政機能／警察・消防等

(防災拠点施設等の耐震化・機能維持対策)

- 高齢者等指定地区避難所に指定している集会所等防災拠点施設における災害時の安全・安心を確保するため、住宅・建築物安全ストック形成事業も活用しながら非構造部材を含めた耐震化の完了を目指すとともに、防災指揮中枢である役場庁舎（以下「庁舎」という。）、指定避難所となっている地域福祉センターかしのき苑（以下「かしのき苑」という。）、人権センター、精華町立体育館・コミュニティーセンター（以下「むくのきセンター」という。）等施設の老朽化対策に加えて、庁舎4階における防災拠点機能の強化を図りながら、各施設の設備のバックアップ措置・体制の確保等防災拠点機能を維持する。

（総務部、施設所管各部）

- 防災拠点としての庁舎における行政機能を維持するため、停電時における電源である予備電源又は蓄電池を確保する。また、情報保全のため、クラウド化を進める等情報インフラ災害対策を推進する。

（総務部）

- ・ 災害時の食料供給拠点としての防災食育センターでは、災害時の応急給食に備えた食糧備蓄の確保機能を維持する。

（教育部）

(災害対策本部の運営強化等)

- 防災の総合的な計画である地域防災計画を社会環境等の変化に応じ見直すとともに、災害対応に係る活動や職員個々の役割を明確にした精華町役場職員防災マニュアルを策定するとともに、災害対策本部の訓練を実施する。

（総務部）

- 初動体制を充実・強化するため、町内各所にWi-Fiを整備するとともに、防災行政無線の増設及び貸与用戸別受信機の充実、指揮・通信車の導入により、強靱な指揮・通信体制を確立する。また、万一庁舎が災害に見舞われても災害対策業務が粛々と進められるよう、庁舎自体の強靱化を図るとともに代替施設を確保する。

（総務部、消防本部）

(応援・受援体制の強化)

- 平時から防災関係機関相互の情報連絡体制や情報共有体制の強化に努めるとともに、企業・団体等との応援協定を締結するなど、オール精華の連携・応援体制を構築する。

(総務部)

- 警察、自衛隊、消防、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、日本赤十字社等との応援受援計画の策定を進める。本計画の実効性を高めるために災害対策要員を養成するとともに、非常用電源車、非常用照明車、排水ポンプ車等の特殊車両、ドローン、救命ボート等の資機材、物資等を確保する。さらに、関係各機関や、府、近隣市町村と連携した合同訓練を実施し、災害対応能力の向上を図り、その実効性を常に向上させる。この際、海外からの救援部隊等の支援の受け入れ態勢の整備を検討する。また、緊急消防援助隊等の町外への派遣も考慮し、消防車両、資機材、物資等の確保に努める。

(総務部、消防本部)

(府・南部山城地域及び庁内各部間の連携強化)

- Web ブラウザベースの情報共有システム等を効果的に活用した訓練や、災害対策本部訓練、府からのリエゾン（災害対策現地情報連絡員）を活用した訓練、救助・救出や物資搬送等に関する府が行う防災訓練の参加、府と連携した被災者再建支援システムの構築等により、災害発生時に府や庁内各部間で円滑に情報を共有し、連携して災害応急対策や復旧・復興対策を実施できるよう、平時から連携体制を構築する。

(総務部)

(救助・救出活動の能力向上)

- 発災時、直ちに対応する消防隊員、消防団員のレスキュー技能の向上のため、救助技術指導者の育成・強化を図るとともに、訓練施設を活用して実践的な訓練を反復実施する。また、消防ポンプ車、救助工作車、消防団積載車等既存車両の計画的更新及び災害対策オフロード車両、自動二輪、汎用トラック、各種救助資器材の導入等により、災害対応力を維持向上させる。

(消防本部、総務部)

- 正確な情報に基づき一体となった避難誘導を行うため、町、木津警察署、消防署及び消防団、自主防災組織との連携強化を図る。

(総務部、消防本部)

- 被害情報収集、救出救助等を行う警察（広域警察航空隊）、消防、自衛隊、京都府緊急災害医療チーム（DMAT）、災害医療ボランティア等

による受援体制を確立するため、打越台環境センター跡地に防災受援センターを整備する。また、保健医療体制の本部機能として防災保健センターを整備する。

(総務部、健康福祉環境部、教育部)

- 孤立する可能性がある地域を事前に把握するとともに、研修・教育等を積極的に実施し、町職員等の災害対応能力を向上させる。また、被災遺族、遺体の埋・火葬許可証の発行、り災証明等の対応訓練を行う。

(総務部、住民部、健康福祉環境部、消防本部)

(物資等の備蓄、供給体制)

- 地域防災計画に基づき、避難所及びその他の防災拠点に、防災関連物資・備品等を計画的に備蓄するとともに、府及び商工業者と連携して効率的な物資の調達・提供体制を構築する。また、精華町防災食育センターにおいては、発災から3日までの応急給食を実施し、被災者に対する食糧供給を実施する。

(総務部、事業部、教育部)

(行政における業務継続体制の確立)

- 精華町業務継続計画(BCP)の検証と見直しを随時行い、地域防災計画にその考え方を反映するなど、業務継続体制の充実を図る。

(全部)

- 災害動員時に、町職員等が効率的に勤務できるよう食堂等の施設を設置するほか、町立図書館を長寿命化し託児所として活用する。

(総務部、教育部、健康福祉環境部)

(警察機能の維持対策の推進)

- 警察機能の不全に備えて、庁舎内に警察署の移転先を確保して機能維持対策を推進する。

(総務部)

- 被災地、避難所等における各種犯罪を防止し、被災者の安全を確保するため、警察による警備体制の充実・強化を要望する。

(総務部)

<重要業績指標>

・公共施設の耐震化率

(学校、体育施設、精華町国民健康保険病院(以下「国保病院」という。)、かしのき苑、人権センター等) 100%

(地区集会所) 78%→89%(R10) [総務部]

- ・町内の臨時ヘリポート数 9箇所→11箇所 (R10) [総務部]
- ・町内の受援施設 0箇所→1箇所 (R10) [総務部、教育部]
- ・災害対策本部・避難場所、避難所等のネットワーク化率 97%→100% (R10)
[総務部]
- ・災害対策本部・避難場所、避難所等の自家発電機、太陽光発電設備、予備電池等設置率 30%→拡充 (R10) [総務部]
- ・ハザードマップの作成：平成28年完了→改定 (R10) [総務部]
- ・防災倉庫の備蓄率 100%→拡充 (R10) [総務部]
- ・自治会及び自主防災組織への避難行動要支援者名簿の配布
自治会配布率 52%→100% (R10)
自主防災組織配布率 43%→100% (R10) [健康福祉環境部]
- ・木津警察署管内の信号機電源付加装置の整備→拡充 (R10) [総務部]
- ・消防団充足率 83.9%→100% (R10) [消防本部]
- ・自主防災組織結成率 83%→100% (R10) [総務部]
- ・消防通信指令システム 現行運用→共同運用予定 [消防本部]

[主な事業]

計画期間内に実施が見込まれる町内の国土強靱化に資する主な事業（ただし、今後の国の事業予算や、関連事業の進捗状況等に応じて変更する可能性がある）

- ・集会所建設事業及び長寿命化事業
- ・庁舎長寿命化利活用事業
- ・庁舎4階防災拠点機能強化事業
- ・図書館長寿命化
- ・防災行政無線の増設
- ・防災行政無線の戸別受信機貸与
- ・高齢者等指定地区避難所整備モデル事業
- ・人権センター（交流会館・児童館）長寿命化事業
- ・かしのき苑長寿命化事業
- ・むくのきセンター長寿命化事業
- ・保育所、学童保育施設長寿命化及び増改築
- ・華工房設備等更新事業
- ・避難所備蓄備品の充実
- ・情報インフラ災害対策
- ・避難行動要支援者名簿システムの保守・更新
- ・町内各所 Wi-Fi 整備

- ・消防既存車両の計画更新（ポンプ車、水槽車、指揮車、消防団積載車等）
- ・新規特殊車両の整備（非常用電源車、照明車、排水ポンプ車等）
- ・消防通信指令システムの計画更新
- ・ドローン整備
- ・救命ボート整備
- ・防災受援施設整備
- ・防災保健センターの整備

(2) 住宅・都市／環境・エネルギー

(住宅の耐震化)

- 昭和 56 年以前に建築された木造住宅は十分な耐震性を有していないものも多いが、町民の命を守ることが最優先との観点から、「精華町建築物耐震改修促進計画」に基づき、住宅・建築物安全ストック形成事業も活用しながら減災を含めた幅広い耐震化対策を施した住宅（減災化住宅）を推進する。また、町営住宅についても、「精華町営住宅ストック総合活用（長寿命化）計画」に基づき、耐震化等を促進する。

（事業部）

- 耐震診断の必要性やその助成措置等を周知することにより、耐震診断を促進するとともに、耐震性が不足していると診断された住宅の改修を支援するため、府と連携して、住宅・建築物安全ストック形成事業も活用しながら、耐震改修に関する助成制度、税制優遇措置の周知を図り、耐震改修等を促進する。

（事業部、住民部）

(多数の者が利用する建築物等の耐震化)

- 避難所協力施設については耐震化率 100%であるが、神社・仏閣等、多数の者が使用する建築物のうち、耐震診断によって耐震性が不足していることが判明した場合については、「精華町建築物耐震改修促進計画」に基づき、住宅・建築物安全ストック形成事業も活用しながら耐震化や天井版の改修等を計画的に促進する。

（総務部、教育部）

- 各鉄道駅舎、連絡通路、踏切、駅前広場、自転車駐車場等について、利用者及び周辺住民の安全を確保する観点から、各鉄道事業者や府と連携しながら、耐震化、防災拠点化、バリアフリー化等の整備を促進する。

（事業部、総務部）

(町立学校施設・保育施設の防災拠点化等)

- 町立学校施設・保育施設は、児童・生徒・園児等の学習、生活等の場であるだけでなく、地域住民にとって最も身近な公共施設であり、地震等の災害時には地域住民の避難場所としての役割が求められていることから、学校設置者及び保育施設管理者は校舎等の長寿命化のみならず、防災拠点としての改修を計画的・効率的に推進する。このため、要配慮避難者のための洋式トイレの充実、体育館への空調設備整備等を住宅・建築物安全ストック形成事業も活用しながら実施する。

(教育部、健康福祉環境部)

(建築物、宅地等の応急危険度判定)

- 府及び近隣市町村と連携を図り、災害時に地震被災建築物や被災宅地の危険度判定を早急に実施できる体制を充実・強化する。

(事業部)

(室内の安全対策、火災発生防止対策の推進)

- 町ホームページ、パンフレット等を活用して家具の固定等、室内の安全対策の重要性について周知・啓発するほか、自主防災組織等と連携して家具転倒防止対策やガラス窓飛散防止対策等を推進する。

(消防本部)

- 災害発生時も利用可能な消防水利の整備を進めるとともに、火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等、火災発生を防止するための行動や住宅用消火器の普及、住宅用防災機器（住宅用火災警報器）の設置義務の啓発を図り、火災発生の防止対策を進める。

(消防本部)

(地震や火災に強いまちづくりの推進)

- 大規模地震による市街地火災等から避難者の生命を守るため、住宅・建築物安全ストック形成事業も活用しながら空き家を含めた既存建築物の耐震化や建替え等を促進する。

(事業部)

- 災害時の避難場所、延焼を遮断する空間、支援活動拠点となる公園や道路等の整備を面的に行う土地区画整理事業及び公園緑地整備事業等を、府や関係団体等と連携しながら推進する。

(事業部)

- 倒壊の恐れがあるブロック塀や落下の恐れがある屋外広告物等について、その安全性に関する注意喚起を行うなどの取組を進める。

(事業部)

(ライフライン施設の応急復旧体制の構築等)

- 早期の道路啓開や適切な交通規制を実施できる体制の整備、関係機関等との災害時応援協定の締結等、災害復旧に係る協力体制を継続的に確保する。

(総務部、事業部)

- 鉄道及びライフライン事業者は、必要となる人材の確保や資機材の配備、事業継続計画の策定等を行い、業界を越えた応急復旧体制の構築を図る。

(総務部、上下水道部)

- 電気、ガス、上下水道、通信等ライフラインの機能が維持できるよう、それぞれの施設の特性を踏まえた耐震化・二重化等を進め、平時から適切な維持管理及び台帳整備を行う。

(総務部、上下水道部、事業部)

- 災害時に、的確に各ライフラインの被災状況、復旧状況等を情報共有し、復旧の日程や箇所等の調整ができるよう、平時から協議会の開催や訓練の実施等により、町と各ライフライン事業者間の連携を強化する。

(総務部、上下水道部)

(下水道施設の耐震化)

- 災害時における汚水処理機能を確保するため、終末処理場における耐震化の着実な実施を府へ求めるとともに、あわせて、幹線管渠における耐震化を推進する。

(上下水道部)

(上水道施設の耐震化)

- 上水道施設の耐震化を着実に推進するため、事業者・自治体間の連携により技術職員の育成やノウハウの共有を強化する。

(上下水道部)

(緊急輸送道路等の確保・整備)

- 救急救援活動に必要な緊急輸送道路や避難路について、橋梁の耐震化等を推進するとともに、国や府等と連携を図りながら法面防災対策を計画的に推進する。

(事業部)

- 電柱等の倒壊により道路が閉塞されることを防ぐため、特に重要な路

線を選定し、無電柱化等を計画的に推進する。

(事業部)

- 防災拠点への迅速な緊急車両の通行を確保するため、府及び近隣市町村との協議を進め、沿道建築物の耐震化を住宅・建築物安全ストック形成事業も活用しながら計画的に推進する。

(事業部)

(被災者の生活対策)

- 避難所となる施設の耐震化等を住宅・建築物安全ストック形成事業も活用しながら推進するとともに、熱中症予防などのために空調機の新設や更新を行うなど、被災者の健康管理や避難所の衛生管理等を適切に行う体制を構築する。

(総務部、健康福祉環境部、教育部)

- 府と連携しマンホールトイレ、ペット動物用ゲージの備蓄を進める。

(総務部)

(迅速な被害認定調査、り災証明の発行のための体制整備)

- 大規模災害時は被害が広範囲に及び、また発災直後は被害認定調査員の確保が困難になる可能性があるため、府と共同して被災者の生活再建システムを構築し、円滑な支援体制を整備する。

(総務部、住民部、消防本部)

(生活と住居の再建支援)

- 被災者に対する支援・各種相談体制を迅速に整備して早期復興を可能とするため、平時から、地域コミュニティの強化、災害ボランティア活動、企業による地域貢献活動の環境整備、「共助」の推進に寄与する取組を支援する。このため、水害により孤立するおそれがある桜が丘地区に南部地域コミュニティーセンターを設置するとともに、防災倉庫を併置し災害対応能力の向上を図り、他の集会所に関しても防災設備の充実を図る。

(総務部、健康福祉環境部)

- 被災した際、地域コミュニティの維持・活用や復興のための組織の立ち上げなどにより、復興、まちづくり支援が円滑に進む体制を整備する。

(総務部)

- 多数の避難者の生活を安定させるため、公営住宅等の活用や民間の宿泊

施設・賃貸住宅等を利用した多様な仮住居を確保する仕組みの実効性を高めるとともに、平時から応急仮設住宅の建設適地の選定を行い、仮設住宅建設の体制整備を図り、入退去の基準をあらかじめ決めておくなど、早期に仮設住宅に入居できる体制を整備する。

(事業部、総務部)

- 大規模地震等により被災した住居の再建を円滑に進めるため、地震保険の普及・啓発に努める。

(総務部)

(帰宅困難者の安全確保)

- 帰宅困難者に対する情報提供、避難場所の確保のため、華工房等公共施設を帰宅支援ステーションに指定し、支援体制を整備するとともに、その安全を確保する。

(総務部、事業部)

- 華工房の長寿命化を進めるとともに、炊き出し機能、食糧備蓄機能及び情報収集機能を充実させる。

(総務部、事業部)

- 大規模災害時に鉄道が不通になった場合において、観光客を含む帰宅困難者や避難者の大規模移送に対応するため、代替輸送手段の確保等に係る協定を公共交通事業者等と締結するなど、方策を検討する。

(総務部、事業部)

(災害廃棄物処理)

- 「精華町災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物の仮置場を確保するとともに、ごみ収集車等の確保・計画的更新等により体制の充実を図る。

(健康福祉環境部)

(エネルギー供給の多様化)

- エネルギーの安定確保のため再生可能エネルギーの導入拡大を図る。

(健康福祉環境部)

- 災害非常時にも利用可能な自立・分散型エネルギーシステム（再生可能エネルギー設備とEMSや蓄電池を組み合わせた「自立型再生可能エネルギー設備」、天然ガスコージェネレーション、燃料電池等）の導入促進を図る。

(健康福祉環境部、総務部)

＜重要業績指標＞

- ・住宅の耐震化率 84.4%→95% (R10) (「精華町建築物耐震改修促進計画」) [事業部]
- ・(再掲) 公共施設の耐震化率
(学校、体育施設、国保病院、かしのき苑、人権センター等) 100%
(地区集会所) 78%→89% (R10) [総務部]
- ・避難所協力施設の耐震化率 100%→維持 (R10) [総務部]
- ・神社・仏閣等の耐震化率 10%→継続 (R10) [教育部]
- ・社会福祉施設の耐震化率 100%→維持 (R10) [健康福祉環境部]
- ・防災重点ため池の調査 完了→継続 (R10) [事業部]
- ・(再掲) ハザードマップの作成 平成28年完了→改定 (R10) [総務部]
- ・(再掲) 防災倉庫の備蓄率 100%→拡充 (R10) [総務部]
- ・上水道の基幹管路耐震化率 46%→54% (R10) [上下水道部]
- ・国保病院の燃料備蓄 1日→3日 (R10) [健康福祉環境部]
- ・下水道の幹線管渠耐震化率 45%→47% (R10) [上下水道部]
- ・ペット動物用ゲージの充足 0セット→200セット (R10) [総務部]
- ・「精華町災害廃棄物処理計画」 策定→改定 (R10) [健康福祉環境部]
- ・消防団ポンプ庫の耐震化率 100%→維持 (R10) [消防本部]
- ・洋式トイレの充実 49.5%→70.0% (R10) [教育部]

[主な事業]

計画期間内に実施が見込まれる町内の国土強靱化に資する主な事業（ただし、今後の国の事業予算や、関連事業の進捗状況等に応じて変更する可能性がある）

- ・河川ハザードマップ作成等
- ・住宅耐震化事業
- ・南部地域コミュニティセンターの設置
- ・南部地域の防災倉庫設置
- ・集会所建設事業及び長寿命化事業
- ・自転車駐車場の多目的整備の検討
- ・庁舎長寿命化利活用事業
- ・図書館長寿命化
- ・公用車管理事業
- ・災害廃棄物の仮置場の確保
- ・ごみ収集車の計画的更新
- ・学校トイレの洋式化（※1）

- ・町立及び町立小中学校体育館の空調整備（※１）
- ・水防倉庫改築事業
- ・消防ポンプ庫改築事業
- ・防災倉庫改築事業
- ・地区避難所等の老朽空調機の更新
- ・水道施設改築事業
- ・地籍調査事業

※１ 精北小学校、川西小学校、山田荘小学校、東光小学校、精華台小学校、精華中学校、精華南中学校、精華西中学校

（３） 保健医療・福祉

（医療・福祉施設の耐震化等）

- 国保病院、学研都市病院をはじめ、医療施設、社会福祉施設は、24 時間稼働が求められる施設であることを考慮しながら、耐震整備とライフラインの確保が図れるよう求める。また、保健医療チームの本部となる防災保健センターを新たに整備する。

（健康福祉環境部）

（災害時の医療・救護体制の整備）

- 国保病院、学研都市病院の防災機能を高めるとともに、京都府緊急災害医療チーム（DMAT）及び災害医療コーディネーターと連携した研究会・訓練を広域で実施する。

（健康福祉環境部）

- 府が行うドクターヘリ等を活用した重症患者の広域搬送体制の構築に連携・協力する。

（消防本部、健康福祉環境部）

- 災害用医薬品について、府と連携を図り、スムーズな供給体制を確保する。

（健康福祉環境部）

（感染症のまん延防止）

- 災害発生後の感染症の発生やまん延を防止するため、府と連携し、平時から予防接種を促進するとともに、被災者の生活全般について衛生環境を整備する体制を構築する。

（健康福祉環境部）

（特別な配慮が必要な人への支援）

- 災害時の情報伝達体制の整備、安否確認や避難支援を行うものの確保、

避難所生活における介助者の確保、個別避難計画の策定、防災行政無線の戸別受信機貸与等、要配慮者支援の取組を進める。

(総務部、健康福祉環境部)

- 自主防災組織をはじめとする地域住民の助け合いによる要配慮者支援の取組を更に促進する。

(健康福祉環境部)

＜重要業績指標＞

- ・ (再掲) 公共施設の耐震化率
(学校、体育施設、国保病院、かしのき苑、人権センター等) 100%
(地区集会所) 78%→89% (R10) [総務部]
- ・ (再掲) 社会福祉施設の耐震化率 100%→維持 (R10) [健康福祉環境部]
- ・ (再掲) 自治会及び自主防災組織への避難行動要支援者名簿の配布
自治会配布率 52%→100% (R10)
自主防災組織配布率 43%→100% (R10) [健康福祉環境部]
- ・ (再掲) 国保病院の燃料備蓄 1日→3日 (R10) [健康福祉環境部]

[主な事業]

計画期間内に実施が見込まれる町内の国土強靱化に資する主な事業（ただし、今後の国の事業予算や、関連事業の進捗状況等に応じて変更する可能性がある）

- ・ 防災保健センターの整備（ライフラインの確保を含む）
- ・ 国保病院の長寿命化による機能充実
- ・ (再掲) 防災行政無線の戸別受信機等貸与

(4) 情報通信

(町民への通信手段の確保)

- 防災関係機関相互の情報共有と町民への迅速な情報伝達を図るため、防災拠点・重要拠点のネットワーク化等通信システムの業務継続性の確保・強化を促進する。

(総務部)

- 安否情報や避難生活に役立つ情報が入手できるよう、Wi-Fi環境を避難所等町内各所に整備する。

(総務部、施設所管各部)

(災害危険情報の収集・伝達体制の確保)

- 訓練に、Web ブラウザベースの情報共有システム等を活用する。
(総務部)
- 府が公開している防災情報の入手方法を町民等に広く周知する。
(総務部)
- J-ALERT をはじめ、地上デジタル放送、町ホームページ、SNS 等をシステム化し、多様な情報伝達方法を確保し、新たに開発される地域についても防災行政無線による伝達体制を確保する。
(総務部)

<重要業績指標>

- ・町防災メール 設定→継続 (R10) [総務部]

[主な事業]

計画期間内に実施が見込まれる町内の国土強靱化に資する主な事業（ただし、今後の国の事業予算や、関連事業の進捗状況等に応じて変更する可能性がある）

- ・（再掲）防災行政無線の増設
- ・（再掲）防災行政無線の戸別受信機等貸与
- ・町内各所 Wi-Fi 整備

(5) 産業構造

(「京都 BCP」参画による地域社会全体の活力の維持)

- 事業継続計画（BCP）の考え方を京都全体に適用する「京都 BCP」に参画し、地域社会全体の活力の維持・向上を図る。
(総務部)
- 企業の防災計画の策定や防災訓練への参加促進、帰宅困難となった従業員への対策の検討等、企業における防災体制の強化を促進する。
(総務部)

(地域産業の活力維持)

- 発災後に地域の産業の維持・継続・再建に向けた支援体制を速やかに整備できるよう、府などと連携して準備を進める。
(事業部)

(観光業の風評被害対策)

- 正しい情報の迅速・的確な提供や観光客等の誘客キャンペーンの実施により、災害発生後の風評被害を防ぐための仕組みや体制作りを平時から推進する。

(事業部)

(交通・物流施設の耐災害性の向上)

- 救急救援活動に必要な緊急輸送道路や避難路について、道路橋の耐震化や無電柱化、沿道建築物の耐震化等を推進するとともに、国や府等と連携を図りながら法面防災対策を計画的に推進する。(再掲)

(事業部)

(ライフライン施設の整備)

- 企業の経済活動が機能不全に陥らないよう、ライフラインに係る施設の耐震化・二重化等を進め、平時から適切な維持管理及び台帳整備を行うとともに、行政・事業者間で連携しながら効果的な復旧方策について検討する。

(事業部、上下水道部)

<重要業績指標>

- ・ (再掲) 上水道の基幹管路耐震化率 46%→54% (R10) [上下水道部]
- ・ (再掲) 下水道の幹線管渠耐震化率 45%→47% (R10) [上下水道部]

(6) 農林

(農地・農業用施設の防災対策)

- ため池の決壊による二次災害を未然に防止するため、定期的な点検を行い必要な整備を進めるとともに、万一の決壊に備え防災重点ため池※のハザードマップ等の作成、ため池監視システムの整備等、迅速かつ的確な避難のための情報を共有する。あわせて、ため池管理者に対し、施設の適正な保全と地域住民の協力を得ながら管理体制の強化を図る。

※防災重点ため池：決壊した場合に人家や病院、学校等の公共施設等に影響を与える恐れのあるため池

(事業部、総務部)

- 農地の荒廃や崩壊を防ぎ、農業用排水路等を適正に管理・保全して二次災害を防止するための対策を支援するとともに、農業者のみならず、地域住民の多様な参画による共同活動を継続的に支援する。

(事業部)

- 地すべりにより農地等が流亡・埋設する恐れのある地域について、農地等の保全のための地すべり防止対策を実施する。

(事業部)

(資材の供給体制の整備)

- 農業者の早期経営再建に向けて必要な資材が安定的に供給されるよう、農道等の確保・整備を推進する。

(事業部)

(森林の整備・保全)

- 竹林の拡大防止等森林保全管理の着実な実施と治山事業の推進による森林の多面的機能の向上を図る。特に林野庁の指定する山地災害危険地区(5箇所)においては、持続的な森林整備や里山の防災機能の強化など、適正な管理を推進するとともに、荒廃により災害の原因となる恐れがある森林については要適正管理森林の指定し、二次災害の防止を図る。

(事業部)

(町内農産物の風評被害防止)

- 正しい情報の迅速・的確な提供や町内産農産物の販売促進により、災害発生後の風評被害を防ぐための仕組みや体制作りを平時から推進する。

(事業部)

＜重要業績指標＞

- ・ 防災重点ため池の調査 完了→継続 (R10) [事業部]
- ・ 防災重点ため池のハザードマップ作成 未策定→策定 (R10) [総務部]

[主な事業]

計画期間内に実施が見込まれる町内の国土強靱化に資する主な事業（ただし、今後の国の事業予算や、関連事業の進捗状況等に応じて変更する可能性がある）

- ・ ため池監視システム整備

(7) 交通・物流

(道路等の整備・耐震化)

- 基幹道路の拡幅・耐震補強、J R 及び近鉄の駅舎・高架橋の耐震強化や

脱線対策等を促進し、道路、鉄道等の安全性を確保し地震に強い交通ネットワークを整備するとともに、被災しても早期に復旧できる体制を確保する。

(事業部)

(災害時の医療提供のための緊急輸送道路等の確保)

- 災害発生時において、交通の寸断により医療機能が麻痺することを防ぎ、救援救助・緊急物資等の輸送ルートを早期に確実に確保するため、精華大通り延伸の促進、鉄道横断道路等の整備を着実に進める。また、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化や無電柱化、法面防災対策、重要な道路を守るためにも治水、土石流等対策を国や府と連携を図りながら計画的に推進する。

(事業部、総務部)

(交通・物流施設の耐災害性の向上)

- 救急救援活動に必要な緊急輸送道路や避難路について、道路橋の耐震化や法面防災対策を計画的に実施するとともに、府と連携を図りながら、幹線道路等必要な重点路線を選定し、計画的に拡幅や無電柱化等を推進していく。

(事業部)

- 医療機関との情報の共有・連携体制や、人員輸送に係る応援協定の締結を進めるとともに、大型標識柱、交通監視カメラや信号機電源付加装置等の交通安全施設の整備促進、放置車両の撤去に係る民間団体と道路管理者との連携を促進することなどにより、緊急輸送体制を適切に確保する。

(事業部、健康福祉環境部、消防本部)

- 災害発生時に人員や物資等緊急輸送にかかる交通が確保されるよう、京奈和自動車道をはじめとした自動車専用道路や直轄国道の整備促進を国に求めていくとともに、広域幹線道路と一体となった道路ネットワーク形成のため、インターチェンジや防災拠点等へのアクセスなど、府管理の主要幹線道路の未整備箇所の早期供用開始を求めていく。

(事業部)

(交通基盤、輸送機関の災害対応力の強化)

- 複軸の交通ネットワークの構築（災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保）に向けて、京奈和自動車道や新名神高速道路等の高速道路ネットワーク、リニア中央新幹線や北陸新幹線の整備、近鉄けいはんな線の新祝園駅への延伸及びＪＲ片町線の複線化を求めていく。

(総務部、事業部)

[主な事業]

計画期間内に実施が見込まれる町内の国土強靱化に資する主な事業（ただし、今後の国の事業予算や、関連事業の進捗状況等に応じて変更する可能性がある）

・道路整備事業

- ・菅井・菱田線（祝園）道路改良事業 R4～R10 総事業費 2.7 億円
- ・舟・僧坊線（下狛）道路改良事業 R4～R9 総事業費 2 億円
- ・北稲・僧坊線（下狛）道路改良事業 R3～R7 総事業費 1.3 億円
- ・南稲・北ノ堂線（祝園）道路改良事業 R8～R11 総事業費 1.8 億円
- ・祝園 20 号線（祝園）道路改良事業 R8～R11 総事業費 0.6 億円
- ・僧坊・南稲線、下狛 49 号線（下狛）
道路改良事業 R8～R11 総事業費 0.4 億円
- ・山田・下條線（山田）道路改良事業 R5～R7 総事業費 0.4 億円
- ・役場・菅井線（植田）道路改良事業 R4～R6 総事業費 0.5 億円
- ・柘榴 5・7 号線（柘榴）道路改良事業 R7～R9 総事業費 0.4 億円
- ・下狛 51 号線（下狛）道路改良事業 R7～R10 総事業費 0.7 億円
- ・菱田・大谷口線（菱田）道路改良事業 R7～R9 総事業費 1.0 億円
- ・菱田・上新庄線（菱田）道路改良事業 R6～R9 総事業費 1.5 億円
- ・乾谷・山田線（山田）道路改良事業 R7～R9 総事業費 0.3 億円
- ・乾谷 27・30 号線（乾谷）道路改良事業 R8～R10 総事業費 0.6 億円

(8) 国土保全／国土利用

(安全・安心を実現する国土利用)

- 災害リスクの高い地域について、規制の対象となる建築物等の用途・構造が災害の特性や地域の状況等に即したものとなるよう配慮した上で、防災拠点として活用される公共施設や要配慮者利用施設等について災害リスクの低い地域への立地を進める。

(各施設所管部)

(総合的な治水対策)

- 近年、気候変動等に伴うこれまで経験したことのない災害が発生していることから、国や府等と連携しながら、降雨による浸水の発生を抑制し、浸水による被害を軽減するため、総合的な治水対策を一層推進する。
(事業部、上下水道部)
- 開発行為に伴う調整池の設置、農地・農業施設における治水対策に貢

献する整備や地域の取組への支援、森林の雨水貯留浸透機能の確保、土地の遊水機能の維持に努める。

(事業部)

- 公共建築物への浸水による被害を軽減する機能の具備、排水機場の適切な操作、ため池の決壊防止等の対策に加えて、避難を円滑かつ迅速に行うための洪水・内水ハザードマップの作成、防災情報の高度化・多重化、地域防災力の強化といったソフト対策を行う。

(事業部、消防本部、総務部)

(河川、下水道施設の整備推進)

- 木津川堤防の強化工事、樋門の内水排除設備の整備、また、木津川河川区域内の立木伐開等の治水対策について、国と連携しながら着実に推進する。

(事業部)

- 木津川水系の河川である煤谷川、山田川について、府による河川整備を促進する。

(事業部)

- 下水道の雨水対策については、公共下水道の雨水幹線や雨水ポンプ場の整備を進める。特に内水排除対策として、下粕ポンプ場の強制排水施設の増強を進める。また、菅井・植田地区の土地区画整理事業と連携して、雨水幹線の整備を推進する。

(上下水道部)

(洪水等各種ハザードマップ作成等のソフト対策)

- 各種ハザードマップの作成（情報の随時追加を含む）をはじめとしたソフト対策を推進するとともに、日頃から避難場所や避難経路を確認できる環境の実現により、町民の避難体制の確保や防災意識の向上を図る。

(総務部)

(総合的な土砂災害対策)

- 府が実施する砂防堰堤等の防災施設の整備といったハード対策には多く時間と費用がかかり速やかに町民の生命財産を守ることができない状況にあるため、府と連携し、土砂災害警戒区域等の指定状況、土砂災害警戒情報や土砂災害ハザードマップ等の各種防災情報の提供、町民の防災意識の向上のための啓発運動等のソフト対策も組み合わせて総合的な対策を推進する。

(総務部)

(土砂災害に備えたハード整備)

- 広域的に同時多発する土砂災害の被害を防止するため、土石流対策施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の土砂災害防止施設の整備を促進する。しかし、未整備箇所が数多く残されていることから、要配慮者利用施設や避難所を保全する箇所等を優先し緊急性の高いものから重点的に整備するよう、府に要望する。

(総務部、事業部)

(緊急避難場所・避難所の整備等)

- 災害の種類別に指定緊急避難場所・指定避難所の防災機能を整備し、町民等に周知徹底する。あわせて、かしのき苑、人権センター、むくのきセンター、各保育所及び学童保育施設の長寿命化（増改築を含む）、各体育館の空調整備、学校トイレの洋式化及びエレベーターの更新を推進する。

(施設所管各部)

<重要業績指標>

- ・（再掲）住宅の耐震化率 84.4%→95%（R10）（「精華町建築物耐震改修促進計画」）〔事業部〕
- ・（再掲）公共施設の耐震化率
（学校、体育施設、国保病院、かしのき苑、人権センター等）100%
（地区集会所）78%→89%（R10）〔総務部〕
- ・（再掲）避難所協力施設（けいはんなプラザ等）の耐震化率
100%→維持（R10）〔総務部〕
- ・（再掲）防災重点ため池の調査 完了→継続（R10）〔事業部〕
- ・（再掲）防災倉庫の備蓄率 100%→拡充（R10）〔総務部〕
- ・（再掲）下水道の幹線管渠耐震化率 45%→47%（R10）〔上下水道部〕

[主な事業]

計画期間内に実施が見込まれる町内の国土強靱化に資する主な事業（ただし、今後の国の事業予算や、関連事業の進捗状況等に応じて変更する可能性がある）

- ・（再掲）人権センター（交流会館・児童館）長寿命化
- ・（再掲）かしのき苑長寿命化
- ・（再掲）保育所、学童保育施設長寿命化及び増改築

- ・（再掲）学校トイレ洋式化（※１）
- ・（再掲）町立及び町立小中学校体育館の空調整備（※１）
- ・（再掲）むくのきセンター長寿命化事業
- ・（再掲）高齢者等指定地区避難所整備モデル事業
- ・地区避難所等の老朽空調機の更新
- ・下粕ポンプ場のポンプ増設
- ・堀池川排水区の雨水路整備

※１ 精北小学校、川西小学校、山田荘小学校、東光小学校、精華台小学校、精華中学校、精華南中学校、精華西中学校

（９） 首都機能バックアップ等

（国立国会図書館関西館の機能強化）

- 国立国会図書館関西館の機能強化のためには、アクセス改善が不可欠であることから、近鉄けいはんな線の新祝園駅までの延伸を求めている。
(総務部)

（リニア中央新幹線の整備）

- 首都圏との多様な交通網を確保するため、リニア中央新幹線の整備を促進する。
(総務部)

（１０） 伝統・文化の保存

（文化財の保護・保全）

- 文化財所有者は、文化財の防災対策を進め、町は実践的な消防訓練等防災対策を実施する。
(教育部)
- 文化財所有者及び町は、復興に当たって伝統・文化が保護継承されるよう、平時から体制の構築に努める。
(教育部)
- 文化財（建造物）が被災・損傷した場合に、元の姿に復元するため、町は府と連携し、文化財の調査及び記録・保存に努める。
(教育部)
- 町は、古文書等の専門的職員を配置し、災害に備えるとともに、公文書等を管理するなど、知的財産を保全する。
(教育部)

(文化財の防火対策)

- 文化財所有者等は、消火設備、自動火災報知設備等の消防用設備及び防災設備の整備を進め、町は、消防隊が到着するまでの初期消火活動が適切に行われるよう防火訓練等を実施し、文化財を救出する体制の構築を推進する。

(教育部、消防本部)

[横断的分野]

(1) リスクコミュニケーション

(災害危険情報の提供)

- 町民があらかじめ、地震や洪水、土砂災害等の災害危険情報等を把握し、自ら安全を確保する行動がとれるよう、マルチハザード情報提供システムの周知を図る。

(総務部)

(地域の「つながり」の強化)

- 救出・救助活動により多くの生命を守るためには、地域における助け合い「互助・共助」が何より重要であることから、平時から様々な地域活動を通じ顔の見える関係づくりに努める。また、被災者の救出・救助や避難所の運営等地域の防災活動に大きな役割を果たす自主防災組織の育成を図るとともに、若年者の参加や隣接地域及び自主防災組織の連携・協力等により活動の活性化を図る。

(総務部、消防本部)

(外国籍町民等への災害時支援等)

- 府と連携し、多言語による生活情報の発信、防災ガイドブックの整備、町ホームページによる防災情報の発信を行うとともに、災害時は避難所等の誘導案内、平時は国際化・観光案内に活用する「案内標識（サイン）整備事業」を推進し、かつ防災訓練参加を促進する等、災害時の支援体制の構築を図る。

(住民部、総務部、事業部)

<重要業績指標>

- ・ (再掲) 町内の臨時ヘリポート数 9箇所→11箇所 (R10) [総務部]
- ・ (再掲) 町内の受援施設 0箇所→1箇所 (R10) [総務部]
- ・ (再掲) 自主防災組織の結成率 83%→100% (R10) [総務部]
- ・ (再掲) 自治会及び自主防災組織への避難行動要支援者名簿の配布
自治会配布率 52%→100% (R10)

自主防災組織配布率 43%→100% (R10)	〔健康福祉環境部〕
・（再掲）消防団充足率 83.9%→100% (R10)	〔消防本部〕
〔主な事業〕	
計画期間内に実施が見込まれる町内の国土強靱化に資する主な事業（ただし、今後の国の事業予算や、関連事業の進捗状況等に応じて変更する可能性がある）	
・（再掲）防災行政無線の増設 ・（再掲）防災行政無線の戸別受信機等貸与 ・案内標識（サイン）整備事業（多言語化含む）	

（2）人材育成

（町民に対する教育・訓練）

- 精華町全体の防災力を向上するため、消防団員及び防災リーダー等の防災の担い手として活動する人材を育成し、多様な機会を通じて町民に正しい防災知識の普及を図る。

（消防本部、総務部）

- 未来を担う児童・生徒等を対象とした防災教育を積極的に実施する。

（教育部）

- 町民等が参加した実践的訓練を実施し、地域の災害対応体制を強化する。

（総務部）

（消防団の活性化）

- 消防学校による消防団員の教育訓練や大学生の取組支援、消防団員 OB の活用等、消防団が活発に活動する地域づくりを府と連携して進めるとともに、実践的な訓練を採り入れ、救助等専門チームを設置するなど消防団の機能強化を図る。

（消防本部）

＜重要業績指標＞

- ・（再掲）自主防災組織の結成率 83%→100% (R10) 〔総務部〕
- ・（再掲）消防団充足率 83.9%→100% (R10) 〔消防本部〕

（3）官民連携

（自主防災組織の活動促進）

- 自主防災組織等が行う、消防団等と連携した危険箇所の把握、有用情

報の調査、地域の防災マップ、地区防災計画の作成や防災訓練等を促進するとともに、自主防災リーダーの育成を進める。

(総務部、消防本部)

(NP0・ボランティアとの連携強化)

- 災害ボランティアによる支援活動が円滑に実施されるよう、平時から府及び京都府災害派遣福祉チーム(DWAT)、並びに町社会福祉協議会(災害ボランティアセンター)、NP0、ボランティア団体等が相互に連携し、ネットワークを構築する。

(健康福祉環境部)

- 災害時に、DWATや各地から集まるNP0、ボランティアの受入れ、適材適所への配置、被災者のニーズに対する対応等に的確に対処できるよう連携を図る。

(健康福祉環境部)

(迅速な応急復旧に向けた応援協力体制の確保等)

- 災害発生直後の迅速な道路啓開や河川の応急復旧等に対応するため、町内の建設業団体等との応援協力体制を継続的に確保するとともに、これらの業務を担う地域の建設業者等の育成・確保を図る。

(事業部)

＜重要業績指標＞

- ・ (再掲) 自主防災組織の結成率 83%→100% (R10) [総務部]
- ・ (再掲) 自治会及び自主防災組織への避難行動要支援者名簿の配布
自治会配布率 52%→100% (R10)
自主防災組織配布率 43%→100% (R10) [健康福祉環境部]
- ・ (再掲) 消防団充足率 83.9%→100% (R10) [消防本部]

(4) 老朽化対策

(安全・安心に係る社会資本の適正な維持・更新)

- 町民生活や経済の基盤となる社会インフラの老朽化が進む中、老朽化対策にあわせて、大規模自然災害発生時にもその機能を十分発揮できるよう、「公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的かつ戦略的な施設管理をより一層推進する。また、各施設等の機能を維持するため、日常的には適切な維持管理を行う。このため庁舎をはじめ管理の公共施設の

長寿命化、耐震化を推進する。

(全部)

- 一般財団法人京都技術サポートセンターを活用し、アセットマネジメントによる効率的・効果的な施設管理を推進するとともに、今後急増するインフラ補修に対応するため、大学等教育機関とも連携し、町内企業の技術力強化を図る。

(事業部、上下水道部)

- 町民が安心して公共施設等を利用できるよう、特に危険性が高い箇所等について補修等の適切な対応を行うとともに、建物本来の寿命である構造躯体の耐用年数まで安全に使用することができるようメンテナンスサイクルを確立し、施設の安全・安心を持続的に確保する。また、近年問題化している温暖化による熱中症予防などのため、老朽化した空調機の更新を適切に行う。

(施設所管各部)

＜重要業績指標＞

- ・「精華町庁舎長寿命化利活用整備基本設計業務」完了 (H31) →継続 (R10)

〔総務部〕

〔主な事業〕

計画期間内に実施が見込まれる町内の国土強靱化に資する主な事業（ただし、今後の国の事業予算や、関連事業の進捗状況等に応じて変更する可能性がある）

- ・（再掲）庁舎長寿命化利活用事業
- ・（再掲）集会所建設事業及び長寿命化事業
- ・（再掲）図書館長寿命化
- ・（再掲）人権センター（交流会館・児童館）長寿命化事業
- ・（再掲）かしのき苑長寿命化事業
- ・（再掲）むくのきセンター長寿命化事業
- ・（再掲）保育所、学童保育施設長寿命化及び増改築
- ・（再掲）華工房設備等更新事業
- ・町営住宅耐震化事業
- ・橋梁長寿命化修繕計画策定事業
- ・東西連絡通路長寿命化修繕計画事業
- ・舗装修繕計画事業
- ・精華町における下水道施設のストックマネジメント事業 (R6～R10)
- ・精華町都市公園施設長寿命化事業「精華町公園施設長寿命化計画」

(5) デジタル活用

(デジタルを活用した災害対応体制の確立)

- 迅速な被害状況調査や被災者の発見、救助活動を行うために、上空からの情報収集等ができるドローンを導入し、機動的な災害対応体制を確立する。

(総務部、住民部、消防本部)

- 災害発生時における被害の拡大を防ぐために公共施設等の点検・調査にドローンを活用し、現地踏査で確認できない範囲・角度においても点検・調査を実施し、精度の高い公共施設等の維持管理を行うことで防災力の向上を図る。

(各施設所管部)

- 機械学習が搭載された防災チャットボットを導入・活用し、自律的に対象者への避難所情報提供や避難指示を行うほか、地域住民と防災チャットボットの対話の中から安否確認や被害状況などの災害関連情報を自動で抽出・集約し、災害への迅速な対応と情報共有が可能な体制を構築する。

(総務部)

(水害リスクマップの作成)

- 想定最大規模降雨のみならず比較的発生頻度が高い降雨規模の場合における浸水想定範囲や浸水深を明らかにするとともに、浸水の生じやすさや浸水発生頻度を示す水害リスクマップを作成し、防災情報の更なる高度化を図る。また、水害リスクマップはデジタルデータをオープン化し、企業や地元住民など、あらゆる関係者と連携を図りながら治水対策に取り組む。

(総務部、事業部)

<重要業績指標>

- ・ 防災チャットボット 未導入→導入 (R10) [総務部]
- ・ 水害リスクマップ 未作成→作成 (R10) [総務部]

[主な事業]

計画期間内に実施が見込まれる町内の国土強靱化に資する主な事業（ただし、今後の国の事業予算や、関連事業の進捗状況等に応じて変更する可能性がある）

- ・ (再掲) ドローン整備
- ・ 防災チャットボットの導入
- ・ 水害リスクマップの作成

第5章 計画の推進

1 計画の進捗管理

本計画は、概ね10年後のあるべき姿を見据えつつ、今後の社会情勢や施策の進捗状況、目標の達成状況を踏まえ、概ね5年ごとに見直しを実施する。また、計画の進捗管理と見直しを行うための体制を横断的に構築してPDCAサイクルを実践し、毎年度、重要業績指標の進捗状況を公表した上で、施策プログラムを適切に見直していく。

本計画の推進に当たっては、リーサス（RESAS）等ビッグデータを活用しながら、国、府、近隣市町村、防災関係機関、町民、地域、NPO、企業、大学等の多様な主体と連携・協働していく。

2 施策の重点化

限られた資源を活用して効率的・効果的に国土強靱化を推進するため、効果の大きさや緊急度等の観点から優先度の高い施策を重点的に進めていく必要がある。そこで町が担うべき役割の大きさ、影響の大きさと緊急度から39の「起きてはならない最悪の事態」の中から精華町として特に回避しなければならない事態を次表のとおり選定した。

この特に回避しなければならない事態に係る施策は、その重要性に鑑み、重点的に推進していくものとする。

事前に備えるべき目標	特に回避すべき起きてはならない最悪の事態 と対応する主な事業の例	
1 大規模自然災害が発生した場合でも人命の保障が最大限図られる	1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災 ○防災拠点施設等の耐震化・機能維持対策（集会所建設事業及び長寿命化事業、庁舎長寿命化利活用事業、図書館長寿命化、人権センター（交流会館・児童館）長寿命化事業、かしのき苑長寿命化事業、むくのきセンター長寿命化事業、保育所、学童保育施設長寿命化及び増改築） ○緊急避難場所・避難所の整備等（集会所建設事業及び長寿命化事業、地区避難所等の老朽空調機の更新）
	1-3	異常気象等による広域かつ長期的な住宅地等の浸水 ○公共下水道事業（浸水対策） ○排水路整備事業

	1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態 ○土砂災害に備えたハード整備の推進
	1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生 ○災害対策本部の運営強化等（町内各所 Wi-Fi 整備、防災無線の戸別受信機貸与） ○外国籍町民等への災害時支援等（案内標識整備事業）
2 大規模自然災害の発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-3	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 ○応援受援体制の強化（防災受援施設整備） ○救助・救出能力の向上（ドローン整備、消防既存車両の計画更新、新規特殊車両の整備、救命ボート整備等）
	2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客含む）への食料・飲料水等の供給不足 ○帰宅困難者の安全確保（華工房の設備等更新等）
	2-6	医療施設及び医療関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺 ○防災受援施設、防災保健センターの整備
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-4	町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 ○行政における業務継続体制の確立（庁舎長寿命化利活用事業、図書館長寿命化） ○町立学校施設・保育施設の防災拠点化等（学校トイレの洋式化、町立及び町立小中学校体育館の空調整備）
6 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-4	地域交通ネットワークが分断される事態 ○交通・物流施設等の対災害性の向上（道路整備事業） ○ライフライン施設整備（上下水道事業）
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-3	ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生 ○農地・農業用施設の防災対策（ため池監視システム整備） ○防災拠点施設等の耐震化・機能維持対策
8 大規模自然災害発生直	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興

後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する		が大幅に遅れる事態 ○災害廃棄物処理（災害廃棄物の仮置場の確保、ごみ収集車の適正管理及び計画的更新）
-----------------------------------	--	--

(別紙) 「起きてはならない最悪の事態」 ごとの脆弱性評価の結果

1 大規模自然災害が発生した場合でも人命の保護が最大限図られる

1-1 住宅密集地での火災による死傷者の発生

(住宅・建築物等の耐震化)

- 住宅の耐震化率は84.4%（平成27年）であり、「精華町建築物耐震改修促進計画（平成20年11月策定、平成31年3月改定）」の成果が現れている。ただし、木造住宅は81.3%と低い値となっており、町民の生命を守ることが最優先であることから、既存集落を中心に減災を含めて幅広く耐震化対策を施した住宅（減災化住宅）等、耐震化を一層促進する必要がある。

(事業部)

- 公共施設のうち、学校、体育施設、国保病院、かしのき苑、人権センター等の耐震化率は100%であるが、地区集会所は81%となっており、避難場所及び避難所としての使用を考えれば耐震改修等により耐震化を促進する必要がある。

(総務部)

- けいはんなプラザ等の避難所協力施設については耐震化率100%であるが、神社・仏閣等、多数の者が使用する建築物のうち耐震診断によって耐震性が不足していることが判明した場合については、耐震対策を促進する必要がある。

(教育部)

- 各鉄道駅舎、連絡通路、踏切、駅前広場、自転車駐車場等について、利用者の安全を確保する観点から、各鉄道事業者や府と連携しながら、耐震対策、防災拠点化及びバリアフリー化、踏切拡幅等の整備を促進する必要がある。

(事業部、総務部)

- 町営住宅については、建替え等により、耐震化・不燃化を進めるとともに、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、安全性を確保していく必要がある。

(事業部)

(地震や火災に強いまちづくり等の推進)

- 大規模地震による住宅地火災のリスクが高い危険な住宅密集地については、既存建築物の耐震化や不燃化、建替えなどを促進する必要がある。また、災害時の避難場所や延焼を遮断する空間、支援活動の拠点となる公園や道路等の整備を面的に行う土地地区画整理事業及び公園緑地整備事業を、府や関係団体等と連携しつつ、さらに推進する必要がある。

(事業部)

- 密集住宅地内の建築物の耐震化や不燃化、倒壊の恐れがあるブロック塀や落下の恐れがある屋外広告物等について、その安全性に関する注意喚起を行う等の取組を進める必要がある。

(事業部) (被災建築物の危険度判定) ○ 地震発生後の二次災害防止のため、地震被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定を速やかに実施できるよう、近畿府県及び近隣市町村と連携を図り、体制の充実・強化を進める必要がある。 (事業部) ○ 大規模盛土造成地については、今後、マップを作成して公表し、町民に情報共有を図る必要がある。 (事業部) (火災発生の防止対策) ○ 災害発生時も利用可能な消防水利の整備（耐震性貯水槽の設置）を進めるとともに、火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等、火災発生を防止するための行動を町民に啓発する必要がある。 (消防本部) (国、府との連携による防災対策) ○ 大規模な被害が想定される地域が存在が判明した場合には、国、府及び本町等で構成される協議会設置を要請する必要がある。 (総務部)	＜指標：現状値＞ ・住宅の耐震化率 全体 84.4%、木造 81.3%（「精華町建築物耐震改修促進計画」） 〔事業部〕 ・公共施設の耐震化率 （学校、体育施設、国保病院、かしのき苑、人権センター等）100% （地区集会所）81% 〔総務部〕 ・避難所協力施設（けいはんなプラザ等）の耐震化率 100% 〔総務部〕 ・神社・仏閣等の耐震化率 0% 〔教育部〕 ・社会福祉施設の耐震化率 100% 〔健康福祉環境部〕
---	--

1－2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

（不特定多数の者が利用する施設の耐震化等）

- 公共施設のうち、学校、体育施設、国保病院、かしのき苑、人権センター等の耐震化率は100%であるが、地区集会所は81%となっており、避難場所及び避難所としての使用を考えれば耐震改修等により耐震化を促進する必要がある。（再掲）

（総務部）

- けいはんなプラザ等の避難所協力施設については耐震化率100%であるが、神社・仏閣等、多数の者が使用する建築物のうち耐震診断によって耐震性が不足していることが判明した場合については、耐震対策を促進する必要がある。（再掲）

（教育部）

- 各鉄道駅舎、連絡通路、踏切、駅前広場、自転車駐車場等について、利用者の安全を確保する観点から、各鉄道事業者や府と連携しながら、耐震対策、防災拠点化及びバリアフリー化、踏切拡幅等の整備を促進する必要がある。（再掲）

（事業部、総務部）

- 「精華町建築物耐震改修促進計画」を推進する必要がある。

（事業部）

（火災発生の防止対策）

- 災害発生時も利用可能な消防水利の整備（耐震性貯水槽の設置）を進めるとともに、火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等、火災発生を防止するための行動を町民に啓発する必要がある。（再掲）

（消防本部）

＜指標：現状値＞

- ・（再掲）住宅の耐震化率全体全体84.4%、木造81.3%（「精華町建築物耐震改修促進計画」）〔事業部〕
- ・（再掲）公共施設の耐震化率
（学校、体育施設、国保病院、かしのき苑、人権センター等）100%
（地区集会所）81% 〔総務部〕
- ・（再掲）避難所協力施設（けいはんなプラザ等）の耐震化率100%〔総務部〕
- ・（再掲）神社・仏閣等の耐震化率 0% 〔教育部〕
- ・（再掲）社会福祉施設の耐震化率100% 〔健康福祉環境部〕

1－3 異常気象等による広域かつ長期的な住宅地等の浸水

(総合的な治水対策の推進)

- 精華町域では、過去に浸水被害を経験していることから、公共施設等を利用した貯留浸透施設の整備や土地利用と一体になった減災対策に加えて、避難を円滑かつ迅速に行うため、リスクシュミレーションを行うほか、洪水・内水ハザードマップの作成、防災情報の多重化・高度化、消防団・自主防災組織の活性化等による地域防災力の強化といったソフト対策を行うことにより、計画規模を超える豪雨等にも対処できる総合的な治水対策を国・府・近隣市町村などと連携しながら一層推進する必要がある。

(総務部、事業部、消防本部、上下水道部)

(河川、下水道等施設の整備推進)

- 下水道等施設整備を計画的に進める必要がある。

(上下水道部)

- 町域の都市化の進展に伴う雨水の流速・流出量の増大に対応するため、河川の改修及び排水路の新設または改良を行ってきた。一級河川の木津川及び二級河川の煤谷川、山田川については、国及び府に対して改修促進を強く要請していく。

(事業部)

- 市街地の抜本的な浸水解消を図るため、下水道施設の雨水対策として、幹線水路の整備を行う必要がある。特に下粕ポンプ場のポンプ増設、堀池川排水区の雨水路整備を進める必要がある。

(上下水道部)

(河川、下水道等施設の維持管理など)

- 河川堤防、樋門、排水機場等の河川管理施設及び雨水幹線等の下水道施設について、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、異常豪雨時にもこれらの施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や防災対策とあわせて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。

(事業部)

(農業用水利施設の防災対策)

- ため池等農業用水利施設の点検とこれを踏まえた施設の耐震化等のハード対策を実施するとともに、管理体制の強化やハザードマップ等の作成による地域の防災情報の共有、町民の防災意識の向上等のソフト対策も一体的に推進していく必要がある。

(事業部、総務部)

(ハザードマップ作成等のソフト対策の推進)

- 各種ハザードマップや避難行動マニュアルの作成をはじめとしたソフト対策を推進するとともに、日頃から避難場所や避難経路等を確認できる環境を実現することにより、町民の避難体制の確保や防災意識の向上を図る必要がある。

(総務部)

（国、府、市町村連携による防災対策）

- 大規模な被害が想定される地域が存在が判明した場合には、府に国、府、市町村等で構成される協議会設置を要請する必要がある。（再掲）

（総務部）

＜指標：現状値＞

- ・ 防災重点ため池の調査 完了 〔事業部〕

１－４大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

（総合的な土砂災害対策の推進）

- 精華町内では、土砂災害防止法に基づき、府が土砂災害警戒区域と特別警戒区域を 9 地区、58 箇所指定しているが、防災施設の整備というハード対策だけでは、目的の達成が困難な状況である。このため、砂防堰堤等ハード整備を着実に行うよう府に要望するほか、土砂災害特別区域等の指定、土砂災害警戒情報や土砂災害ハザードマップ等の各種防災情報の提供、町民の防災意識向上のための啓発活動等のソフト対策も組み合わせて総合的な対策を推進する必要がある。

（総務部、事業部）

（土砂災害対策のハード整備）

- 広域的に同時発生する土砂災害の被害を防止するため、土石流対策施設、地すべり防止施設、急傾斜地防止施設の一層の整備を府に求める必要がある。

（事業部）

（土砂災害危険箇所の整備）

- 土砂災害危険箇所に 9 地区 58 箇所が指定されており緊急性の高い箇所から整備を府に要望する必要がある。

（総務部、事業部）

（災害に強い森林作り）

- 人家の裏山、道路や農地に被害を及ぼす山林の小規模な事業について、生活環境の保全及び地域の防災施設の計画的な整備をすすめるとともに、水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等の防災機能を有する森林（里山林）の保全管理に努める必要がある。

（事業部）

（国、府、市町村連携による防災対策）

- 大規模な被害が想定される地域が存在が判明した場合には、府に国、府、市町村等で

構成される協議会設置を要請する必要がある。（再掲）

（総務部）

（緊急避難場所・避難所の整備等）

- 指定緊急避難場所・指定避難所の防災機能を整備し、町民に周知徹底するとともに、かしのき苑、人権センター、むくのきセンター、各保育所及び学童保育施設の長寿命化（増改築を含む）、各体育館の空調整備、学校トイレの洋式化及びエレベーターの防災改修対策を推進する必要がある。

（施設所管各部）

＜指標：現状値＞

- ・ハザードマップの作成：平成 28 年完了〔総務部〕

1－5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

（災害に強い情報通信基盤等の整備）

- 精華町内で、迅速かつ確な避難に役立てるため、水位計・防災カメラ等から得られる防災情報について、よりわかりやすい形でインターネット等を通じて安定的に公開する必要がある。

（総務部）

- 防災関係機関相互の情報共有と町民への迅速な情報伝達を図るため、防災拠点・重要拠点のネットワークの構築等、通信システムの業務継続性の確保・強化を促進する必要がある。

（総務部）

（災害時の通信サービスの確保等）

- 自家発電機や予備蓄電池の設置等、電源確保を促進するとともに、移動電源車や車載無線基地局の配備を府に要望する必要がある。

（総務部）

（二次災害を引き起こす可能性のある危険情報の収集と提供体制の確立）

- 電気供給施設、ガス供給施設、水道施設、河川の堤防、道路・橋梁の損傷、鉄道施設等の被害状況を早期に収集し、関係機関及び町民に情報提供を図ることにより、二次被害を回避する必要がある。

（総務部）

（関係機関等による情報連絡体制の整備）

- 緊急時の連絡体制を強化するとともに、警察や消防等の防災関係機関による非常通信設備の維持・更新を図る必要がある。

（総務部）

(外国籍町民等への災害時支援等)

- 多言語による生活情報の発信、防災ガイドブックの整備、町ホームページによる防災情報の発信を行うとともに、府が実施する防災訓練に参加することにより災害時の受援体制の構築を図る。また、その実効性を確保するため、多文化共生施策や課題に対する意見交換を通じて、日本語能力が十分でない外国籍町民が安心して不自由なく生活できる環境を整える施策を推進する必要がある。

(総務部)

〈指標:現状値〉

- ・外国人町内居住者 248 人 [住民部]

2 大規模自然災害の発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1 被災地における食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(緊急物資備蓄の促進)

- 必要量を確保できる備蓄倉庫を整備し計画的な備蓄を進めるとともに、町民や企業に対しては、3日分(可能であれば1週間分)の備蓄推奨に関わる啓発を実施する必要がある。

(総務部)

- 給水車の整備等、応急給水の体制を整備する必要がある。

(上下水道部)

(避難所への支援物資の適切な輸配送)

- 物資の確保・調達及び輸配送について府と連携した体制を構築する必要がある。

(総務部)

(緊急輸送道路等の整備、維持管理等)

- 交通安全施設の整備、放置車両の撤去に係る民間団体と道路管理者との連携、人員輸送に係る応援協定の締結等により、災害時の緊急輸送道路、緊急交通路を確保する必要がある。

(総務部、事業部)

- 救急救援活動に必要な緊急輸送道路や避難路について、道路橋の耐震化や無電柱化、沿道建築物の耐震化等を推進するとともに、国や府等と連携を図りながら法面防災対策を計画的に推進する必要がある。

(事業部)

- 災害発生時に人員や物資等緊急輸送にかかる交通が確保されるよう、京奈和自動車道をはじめとした自動車専用道路や直轄国道の整備促進を国に求めていく必要がある。また、広域幹線道路と一体となった道路ネットワーク形成のため、インターチェンジや防

災拠点等へのアクセス等、府管理の主要幹線道路の未整備箇所の早期供用開始を求めていく必要がある。

(事業部)

- 物流機能を維持するため、緊急輸送道路関連施設について、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害発災直後でもこれらの施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や防災対策とあわせて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。

(事業部)

- 災害発生時にも給水が維持されるよう、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害発災直後でもこれらの施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や防災対策とあわせて計画的な修繕や改修工事を進めていく必要がある。

(上下水道部)

- 災害発生直後の迅速な道路啓開や応急復旧等のために必要な建設機械、仮設資材及び人材が不足する懸念があることから、応急対策業務や被害状況調査等について民間の関係団体との応援協力体制を継続的に確保するとともに、こうした業務を担う地域建設業者の育成・確保を図る必要がある。

(総務部、事業部)

- 災害発生直後の簡易な水道確保や応急復旧等のために必要な資器材及び人材が不足する懸念があることから、応急対策業務や被害状況調査等について民間の関係団体との応援協力体制を継続的に確保するとともに、こうした業務を担う地域水道事業者の育成・確保を図る必要がある。

(上下水道部)

(災害復旧に係る協力体制の強化)

- 関係機関や企業等と災害時応援協定を締結し、連携訓練を実施するなど、物資供給に係る協力体制を強化する必要がある。

(総務部)

(避難所の体制確保)

- 避難所の運営体制を整備するとともに、学校、自主防災組織等と連携して、避難所開設時の初動体制確保のための訓練を促進する必要がある。

(総務部、教育部、健康福祉環境部)

- 避難所に、Wi-Fi 設備や太陽光発電等を更に整備するとともに、飲料水、電気、ガス、個別通信等が確保できる体制を整備する必要がある。

(総務部、教育部、健康福祉環境部、住民部、上下水道部)

〈指標:現状値〉

- ・ 防災倉庫の備蓄率 100% 〔総務部〕
- ・ 上水道の基幹管路耐震化率 46% 〔上下水道部〕
- ・ 災害対策本部・避難場所、避難所等の自家発電機、太陽光発電設備、予備電池等設置率 0%→100%(R5) 〔総務部〕

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(孤立可能性地域の災害対応体制の整備)

- 孤立集落の発生に備え、集落単位の避難計画を策定し、通信手段の確保、救出・救助資機材、車両の整備、救出・救助訓練の実施等、対応能力の向上を図る必要がある。
(総務部)

- 孤立可能性地域の緊急物資備蓄を行う必要がある。
(総務部)

(救助体制の強化)

- 警察、自衛隊、消防、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)、日本赤十字等の受援計画の策定を進め、災害対策要員や資機材、物資等を確保するとともに、関係各機関や、府、近隣市町村と連携した合同訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る必要がある。また、消防ポンプ車、消防団積載車等の特殊車両や、ドローン、救命ボート等の資機材等各種救助資機材の計画的更新及び新規導入により、災害対応力を維持向上させるとともに、防災受援センターを整備する必要がある。

(総務部、消防本部、健康福祉環境部)

- 被害情報収集、救出救助等を行う警察災害派遣隊(広域警察航空隊)、消防、自衛隊等による受援体制を確立するため、活動拠点となるヘリポート等の機能強化を図る必要がある。

(総務部、教育部、消防本部)

〈指標:現状値〉

- ・ (再掲) 防災倉庫の備蓄率 100% 〔総務部〕
- ・ 孤立懸念集落の防災倉庫数 0 〔総務部〕
- ・ 町内の臨時ヘリポート数 9 箇所 〔総務部〕
- ・ 町内の受援施設 0 箇所 〔総務部〕

2-3 警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(救助体制の強化)

- 警察、自衛隊、消防、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、日本赤十字等の受援計画の策定を進め、災害対策要員や資機材、物資等を確保するとともに、関係各機関や、府、近隣市町村と連携した合同訓練を実施し、能力の向上を図る必要がある。また、消防ポンプ車、消防団積載車等の特殊車両や、ドローン、救命ボート等の資機材等各種救助資機材の計画的更新及び新規導入により、災害対応力を維持向上させるとともに、防災受援センターを整備する必要がある。（再掲）

（総務部、消防本部、健康福祉環境部）

- 発災時、直ちに対応する消防隊員、消防団員のレスキュー技能向上のため、救助技術指導者の育成・強化を図るとともに、訓練施設を活用して実践的な教育・訓練を反復実施し、常時、災害対応能力を維持する必要がある。

（消防本部）

- 被害情報収集、救出救助等を行う警察災害派遣隊（広域警察航空隊）、消防、自衛隊等による受援体制を確立するため、活動拠点となるヘリポート等の機能強化を図る必要がある。（再掲）

（総務部、教育部、消防本部）

(警察機能の維持対策の推進)

- 警察機能の不全に備えて、平時から警察署の移転先を町内に確保するよう警察署に働きかける必要がある。

（総務部）

(消防人材の確保・育成)

- 消防団への加入を勧めるとともに、府立消防学校による消防団員の教育訓練、救助等専門チームの設置等によりその機能強化を図り、消防団が活発に活動する地域づくりを推進する必要がある。

（消防本部）

(地域防災力の充実・強化)

- 町民の防災意識を高めるとともに、家庭での備蓄や緊急持ち出し物品の準備、家具の転倒防止対策、住宅用消火器等の設置、地域の防災訓練への参加等、家庭における防災対策を進める必要がある。

（総務部）

- 地域ごとに意見交換しながら地区防災計画を作成し、自主防災組織を中心に住民や学校、企業等が協力し、防災教育や防災訓練の実施、防災資機材の整備等地域防災力の充

実・強化を図る必要がある。

(総務部)

- 教職員に対し防災教育を含む学校安全研修等を継続して実施し、教職員の危機対応能力の向上を図り、学校の危機管理体制を強化する必要がある。

(教育部)

- 災害の種類別に指定緊急避難場所、指定避難所を整備・指定するとともに周知を図る必要がある。

(総務部)

- 災害ボランティアセンター機能を強化・充実するとともに、自主防災リーダーや災害ボランティアを育成し、地域防災力を高める必要がある。

(総務部、健康福祉環境部)

〈指標:現状値〉

・自主防災組織の結成率 90% [総務部]

(再掲) ・町内の受援施設 0箇所 [総務部]

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(災害時におけるエネルギーの確保)

- 国保病院については、自家発電装置を設置しており、1日程度のエネルギー供給は可能であるが、長期途絶の場合には、関係機関との連携により緊急的な燃料供給が可能になるよう、エネルギー確保に努める必要がある。

(健康福祉環境部)

(緊急輸送道路の確保)

- 交通安全施設の整備、放置車両の撤去に係る民間団体と道路管理者との連携、人員輸送に係る応援協定の締結等により、災害時の緊急輸送道路、緊急交通路を確保する必要がある。(再掲)

(総務部、事業部)

- 緊急輸送道路関連施設について、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害発災直後でもこれらの施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や防災対策とあわせて計画的な修繕改築工事を進めていく必要がある。(再掲)

(事業部)

〈指標:現状値〉

・国保病院の燃料備蓄 1日 [健康福祉環境部]

２－５ 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）への食料・飲料水等の供給不足

（緊急避難場所の確保）

- 保育施設等の緊急避難場所の耐震化・防災拠点化を進める必要がある。あわせて神社・仏閣等の民間施設を避難所として活用できるようにしていく必要がある。さらにコンビニエンスストア事業者、外食事業者、ガソリンスタンド事業者等や観光関連事業者と連携した帰宅支援ステーションの充実を図る必要がある。

（総務部、健康福祉環境部、事業部、教育部）

（帰宅困難者対策）

- 精華町、関係事業者と木津警察署、消防本部等の実働組織が連携し、地域に応じた帰宅困難者対策を推進し、円滑な支援対策を行うとともに、企業に対しては従業員の帰宅困難者対策の重要性を啓発し、対策を促す必要がある。

（総務部、事業部）

- 華工房を帰宅支援ステーションとして拠点化を進める必要がある。さらに、コンビニエンスストア事業者、外食事業者、ガソリンスタンド事業者等や観光関連事業者と連携した帰宅支援ステーションの充実を図る必要がある。

（総務部、事業部）

- 府と連携し、災害時帰宅困難者に係る支援協定の締結事業者をさらに拡大していく必要がある。

（総務部）

（観光客対策）

- 観光客支援マニュアルの整備や訓練等の実施、避難施設等の情報提供体制を構築するなどの観光客対策を実施する必要がある。

（事業部）

- 外国人観光客に対しては、わかりやすい日本語や多言語による情報提供を行う必要がある。

（総務部、事業部）

（鉄道不通時の代替輸送手段の確保等）

- 大規模災害時に鉄道が不通になった場合において、観光客を含む帰宅困難者や避難者の大規模輸送に対応するため、代替輸送手段の確保等について公共交通事業者等と協定を締結するなどの方策を検討する必要がある。

（総務部、事業部）

〈指標：現状値〉

- ・（再掲）公共施設の耐震化率
（学校、体育施設、国保病院、かしのき苑、人権センター等）100%
（地区集会所）81% 〔総務部〕

2－6 医療施設及び医療関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

（町内医療機関等の耐震化）

- 町内すべての医療機関、社会福祉施設の耐震診断及び耐震改修を、府と連携し、促進する必要がある。また、保健医療チームの本部となる防災保健センターを新たに整備する。

（健康福祉環境部）

（特別な配慮が必要な人の支援）

- 高齢者、障害のある人、在宅療養者、妊婦、新生児等の要配慮者の避難体制を確保するため、避難行動要支援者名簿等を活用し関係者間での情報共有を進めるとともに、適切な支援を行える福祉避難サポートリーダーや福祉専門職からなる災害派遣福祉チームの養成を充実させる必要がある。

（健康福祉環境部）

- 随時、最新の避難行動要支援者名簿を提供する為、システムの保守・更新を行う必要がある。

（健康福祉環境部）

（災害時の医療・救護体制の整備）

- 府と連携し、京都府災害拠点病院等連絡協議会を中心として災害医療体制を整備する必要がある。

（健康福祉環境部）

- 地域災害拠点病院や災害医療コーディネーターが実施する研修会や訓練に参加する必要がある。

（健康福祉環境部）

- 府と連携し、ドクターヘリを活用した重症患者の広域搬送体制を構築するため、防災受援施設を整備するとともに、訓練に参加し、災害対応能力の向上を図る必要がある。

（健康福祉環境部）

（災害時の医療提供のための緊急輸送道路の整備、維持管理等）

- 大規模災害時に、交通の寸断により医療機能が麻痺することを防ぎ、救援救助・緊急

物資等の輸送ルートを実際に確保するため、代替道路を確保するとともに、生命線となる道路の整備を進める必要がある。
(事業部)
<指標:現状値> 自治会及び自主防災組織への避難行動要支援者名簿の配布 自治会配布率 52%、自主防災組織配布率 43% [健康福祉環境部]

2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生		
(被災地・避難所の衛生管理)		
○ 避難所における食品衛生確保ガイドラインの普及や断水時に利用可能なトイレ、臨時し尿収集・処理体制の確保、放浪動物・危険動物の保護・収容体制の確立等衛生環境の維持体制を確立する必要がある。		(健康福祉環境部)
○ マンホールトイレの整備を進める必要がある。		(総務部)
○ 感染症の発生及びまん延防止のため、府と連携し、被災者の衣食住等、生活全般について衛生環境を整備する体制の構築を図る必要がある。		(健康福祉環境部)
○ 被災者等の健康管理やメンタルケアの充実を、様々な専門職と連携し、府の協力を得ながら推進する必要がある。		(健康福祉環境部)
(防疫対策)		
○ 感染症の発生及びまん延防止のため、府と連携し、平時から予防接種を促進するとともに、消毒や害虫駆除等を行う体制を構築する必要がある。		(健康福祉環境部)
(下水道施設の耐震化)		
○ 災害時における汚水処理機能を確保するため、幹線管渠の耐震化を進める必要がある。		(上下水道部)
<指標:現状値> - 下水道の幹線管渠耐震化率 45% [上下水道部] - ペット動物用ゲージの充足 0 [総務部]		

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3－1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化	
(警察機能の維持対策等) ○ 被災地、避難所等における各種犯罪を防止し、被災者の安全を確保するため、木津警察署が被災した場合、代替施設を提供できるよう準備する必要がある。(再掲) (総務部) ○ 警察機能の不全に備えて、平時から交番の移転候補地を確保しておく必要がある。 (総務部) (消防署・消防団の資材等の充実) ○ 消防署・消防団の災害対応能力強化のため、装備資機材の計画的整備や情報通信基盤(消防通信指令システム等)、消防団ポンプ庫の整備拡充が必要である。 (消防本部) ○ 警察災害派遣隊の受援体制を確立する必要がある。 (総務部)	
<指標:現状値> (再掲) ・町内の受援施設 0箇所 [総務部]	

3－2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	
(緊急輸送交通管制施設等の整備促進) ○ 信号柱、大型標識柱、交通監視カメラや交通規制表示板、信号機電源付加装置など交通安全施設等の整備を促進する必要がある。 (総務部)	
<指標:現状値> ・木津警察署管内の信号機電源付加装置の整備 所用数 [総務部]	

3-3 東京圏の首都中枢機能の機能不全

(首都機能のバックアップ)

- 東日本大震災の教訓から、東京圏に一極集中した首都機能の分散と被災時のバックアップの必要性が認識されたところであり、国全体の安全・安心確保の観点から、首都機能のバックアップについて、精華町が果たすべき機能・役割を検討することが必要である。

(総務部)

(高速交通網等の整備)

- 首都圏と関西を繋ぐ移動手段等の多様性及びリダンダンシーを確立するため、北陸新幹線やリニア中央新幹線、新名神高速道路等の整備を促進する必要がある。

(総務部、事業部)

〈指標：現状値〉

- ・ 精華町所在の国の機関 国立国会図書館関西館 陸上自衛隊関西補給処祝園弾薬支処

[総務部]

3-4 町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(庁舎等の防災拠点機能の確保)

- 町の防災拠点施設（庁舎、避難所等）の耐震化、長寿命化及び災害時の電源、燃料、食料・飲料水等の確保を計画的に推進する必要がある。

(施設所管各部)

- 町災害対策本部の機能を備えた常設の施設を設置するとともに、避難所の機能を有する代替施設を確保していく必要がある。

(総務部)

- 災害動員時、町職員等が効率的に勤務できるよう、庁舎内（町立図書館を含む）に食堂及び託児所等の施設を設置する必要がある。

(総務部、健康福祉環境部)

(業務継続体制の整備)

- 災害発生時の迅速な初動体制を確立するため、府と連携した実践的な災害対応訓練や研修の実施、各防災機関等における緊急参集体制の整備・強化、マニュアルの見直しや改善を促す必要がある。

(総務部)

- 精華町業務継続計画(BCP)の見直しと検証を随時行い、地域防災計画にその考え方を反映するなど、業務継続体制を確立する必要がある。

(全部)

(災害情報収集体制の強化) ○ 被害状況を早期に把握し、復旧計画を速やかに立案するため、情報収集体制を強化する必要がある。 (総務部)
〈指標:現状値〉 ・ (再掲) 公共施設の耐震化率 (学校、体育施設、国保病院、かしのき苑、人権センター等) 100% (地区集会所) 81% [総務部] ・ 職員の町外からの通勤率 60% [総務部]

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
(災害に強い情報通信基盤の整備) ○ 災害対策本部・避難場所、避難所等のネットワーク化やハイローミックス※の通信網の構築等により災害時の通信を確保する必要がある。 ※ハイローミックス：高価で高性能な設備と、安価で安定した性能の設備を適宜組み合わせて運用することで、コストの制限の中で安定した能力を発揮させること (総務部)
(災害情報を迅速・的確に把握するシステムの準備) ○ 災害情報の的確な把握や情報共有を推進するため、スマートフォンやタブレット端末等を活用し、現場からの災害情報を迅速に収集・伝達する体制を構築する必要がある。 (総務部)
(防災拠点等における電源の確保) ○ 災害対策本部・避難場所、避難所等の防災拠点において、電力供給停止に備え、自家発電機や予備電源、蓄電池等を適切に設置しておく必要がある。 (総務部)
〈指標:現状値〉 ・ 災害対策本部・避難場所、避難所等のネットワーク化率 50% [総務部] ・ 災害対策本部・避難場所、避難所等の自家発電機、太陽光発電設備、予備電池等設置率 50% [総務部]

４－２ 携帯電話事業の長期停止による種々の重要な情報が送達できない事態	
（災害に強い通信基盤の整備） ○ 平時より携帯電話会社と連携を図り、移動基地局等災害時の強靱な通信を確保する必要がある。また、町内各所への Wi-Fi 整備を行うとともに、避難行動要支援者には防災無線の戸別受信機を貸与し、迅速な避難を保障する必要がある。 （総務部）	
（防災拠点等における電源の確保） ○ 災害対策本部・避難場所、避難所等の防災拠点において電力供給停止に備え、自家発電機や予備電池、蓄電池等を適切に設置しておく必要がある。（再掲） （総務部）	
＜指標：現状値＞ （再掲）・災害対策本部・避難場所、避難所等の自家発電機や予備電池等設置率 50% 〔総務部〕	

４－３ テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	
（町民への情報伝達） ○ 防災情報メールの登録者数を拡大するとともに、地上デジタル放送や携帯情報端末を利用した情報収集体制を確立する必要がある。 （総務部） ○ L-ALERT や防災行政無線、町ホームページ、SNS、広報車等による情報伝達体制を拡充する必要がある。 （総務部）	
（二次災害を引き起こす可能性のある危険情報の収集と提供体制の確立） ○ 電気供給施設、ガス供給施設、水道施設、河川の堤防、道路・橋梁の損傷、鉄道施設等の被害状況を早期に収集し、関係機関及び町民に情報提供を図ることにより、二次被害を回避する必要がある。（再掲） （総務部）	
＜指標：現状値＞ ・ 防災情報メール設置完了 〔総務部〕	

5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下	
（企業等における業務継続体制の確立） ○ 企業の経済活動が機能不全に陥らないよう、府と連携して行政や関係団体、ライフライン機関、専門家等が参画する「精華町業務継続計画」の推進を図る必要がある。 （総務部） ○ 企業における防災計画の策定や防災訓練の参加の推進等、防災体制の強化を推進する必要がある。 （総務部、消防本部） （緊急輸送道路等の整備、維持管理等） ○ 物流機能を維持するため、緊急輸送道路関連施設について、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害発災直後でもこれらの施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や防災対策とあわせて計画的な修繕改築工事を進めていく必要がある。（再掲） （事業部） ○ 町内主要幹線道路のリダンダンシー確保の観点から、補完道路を整備する必要がある。 （事業部）	
＜指標：現状値＞ ・「精華町業務継続計画」策定 〔総務部〕	

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギーの供給停止	
（ライフラインの耐震化と事業継続体制の確立） ○ 各ライフライン機関の施設の耐震化を促進するとともに、精華町業務継続計画（BCP）の推進と実践的な防災訓練を促す必要がある。 （総務部） （緊急輸送道路等の整備、維持管理等） ○ 物流機能を維持するため、緊急輸送道路関連施設について、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害発災直後でもこれらの施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や防災対策とあわせて計画的な修繕改築工事を進めていく必要がある。（再掲） （事業部）	
＜指標：現状値＞ （再掲）・「精華町業務継続計画」策定 〔総務部〕	

5－3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

(救助体制の強化)

- 警察、自衛隊、消防、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、日本赤十字等の受援計画の策定を進め、災害対策要員や資機材、物資等を確保するとともに、関係各機関や、府、近隣市町村と連携した合同訓練を実施し、能力の向上を図る必要がある。また、消防ポンプ車、消防団積載車等の特殊車両や、ドローン、救命ボート等の資機材等各種救助資機材の計画的更新及び新規導入により、災害対応力を維持向上させるとともに、防災受援センターを整備する必要がある。（再掲）

(総務部、健康福祉環境部、消防本部)

5－4 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

(緊急輸送道路等の整備、維持管理等)

- 災害発生時に人員や物資等緊急輸送にかかる交通が確保されるよう、京奈和自動車道をはじめとした自動車専用道路や直轄国道の整備促進を国に求めていく必要がある。また、広域幹線道路と一体となった道路ネットワーク形成のため、インターチェンジや防災拠点等へのアクセス等、府管理の主要幹線道路の未整備箇所の早期供用開始を求めていく必要がある。（再掲）

(事業部)

- 信号柱、大型標識柱、交通監視カメラや交通規制表示板、信号機電源付加装置など交通安全施設等の整備を促進する必要がある。（再掲）

(総務部)

- 物流機能を維持するため、緊急輸送道路関連施設について、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害発災直後でもこれらの施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や防災対策とあわせて計画的な修繕改築工事を進めていく必要がある。（再掲）

(事業部)

- 町内主要幹線道路のリダンダンシー確保の観点から、補完道路を整備する必要がある。（再掲）

(事業部)

5－5 食料・飲料水等の安定供給の停滞

（流通関係事業者による連携・協力体制の拡大）

- 災害時にも食品流通に係る事業を維持もしくは早期に再開させることを目的として、災害対応に係る流通関係事業者、行政等による連携・協力体制を拡大・定着させる必要がある。

（総務部）

- 信号柱、大型標識柱、交通監視カメラや交通規制表示板、信号機電源付加装置など交通安全施設等の整備を促進することを要求する必要がある。（再掲）

（総務部）

- 物流機能を維持するため、緊急輸送道路関連施設について、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害発災直後でもこれらの施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や防災対策とあわせて計画的な修繕改築工事を進めていく必要がある。（再掲）

（事業部）

（資材の供給体制の整備）

- 農業者の早期経営再建に向け資材が安定的に供給されるよう、緊急輸送路、農道の確保・整備を推進する必要がある。

（事業部）

6 大規模自然災害発生直後であっても、必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワークや石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止

(電力の確保)

- 電力供給の耐災害性を高めるため、電力施設や供給設備の耐震性の確保と電力保安用通信ルートの2ルート化を促進する必要がある。

(総務部)

- 再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。

(健康福祉環境部)

(ライフラインの耐震化と事業継続体制の確立)

- 各ライフライン機関の施設の耐震化を促進するとともに、精華町業務継続計画(BCP)の推進と実践的な防災訓練を促す必要がある。(再掲)

(総務部、上下水道部)

- 災害時に的確に各ライフラインの被災状況、復旧状況等を情報共有し、復旧の日程や箇所等の調整ができるよう、平時から町と各ライフライン事業者間の連携を強化する必要がある。

(総務部、上下水道部)

6-2 上水道等の長期にわたる供給停止

(上水道の耐震化)

- 上水道の機能確保を図るため、水道各施設や基幹管路等の耐震化を推進する必要がある。

(上下水道部)

(ライフラインの耐震化と事業継続体制の確立)

- 各ライフライン機関の施設の耐震化を促進するとともに、精華町業務継続計画(BCP)の推進と実践的な防災訓練を促す必要がある。(再掲)

(総務部、上下水道部)

<指標:現状値>

・上水道の基幹管路耐震化率 46% [上下水道部]

6－3 下水道処理施設の長期にわたる機能停止

（下水道施設の耐震化、BCP の策定・運用等）

- 汚水処理機能を確保するため、非常時の下水道施設の電源を確保し、幹線管渠の耐震化を進める。

（上下水道部）

6－4 地域交通ネットワークが分断される事態

（輸送ルート確保の強化）

- 災害発生時において、救援救助・緊急物資輸送等のため、交通ネットワークが分断される事態とならないよう、広域連絡軸（京奈和自動車道、国道 163 号等）と地域連絡軸（山手幹線、奈良精華線等）の連絡を維持し複数輸送ルートの確保が図られるよう整備を促進する必要がある。更に緊急輸送道路等の橋梁の耐震化、無電柱化、法面对策及び重要な交通施設を守るためにも治水、土石流等の対策を国や府等と連携を図りながら推進する必要がある。

（事業部）

- 道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等の連携体制を維持する必要がある。

（総務部）

（緊急交通路候補路線等の整備）

- 緊急交通路候補路線等について、災害時の交通体制を確保するため、信号機電源付加装置等、交通安全施設の整備を促進する必要がある。

（総務部）

（鉄道施設の耐震化）

- 各鉄道駅舎、連絡通路、踏切、駅前広場、自転車駐車場等について、利用者の安全を確保する観点から、各鉄道事業者や府と連携しながら、耐震対策、防災拠点化及びバリアフリー化、踏切拡幅等の整備を促進する必要がある。（再掲）

（事業部、総務部）

（緊急輸送道路等の整備、維持管理等）

- 緊急輸送道路関連施設について、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害発災直後でもこれらの施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や防災対策とあわせて計画的な修繕改築工事を進めていく必要がある。（再掲）

（事業部）

〈指標：現状値〉

・耐震化駅舎 J R 祝園 近鉄新祝園 [事業部]

6－5 異常渇水等による用水の供給途絶

(上水道施設の強靱化)

- 異常渇水による供給停止を防ぐため、水源を複数確保し供給ルートに融通性を持たせる。

(上下水道部)

〈指標：現状値〉

(再掲) ・町内の水源数 自己水源 3 府水源 2 [上下水道部]

7 制御不能な二次災害を発生させない

7－1 住宅密集地での大規模火災の発生

(密集住宅地対策)

- 大規模地震による住宅地火災のリスクが高い危険な住宅密集地については、既存建築物の耐震化や不燃化、建替えなどを促進する必要がある。また、災害時の避難場所や延焼を遮断する空間、支援活動の拠点となる公園や道路等の整備を面的に行う土地区画整理事業及び公園緑地整備事業を、府や関係団体等と連携しつつ、更に推進する必要がある。(再掲)

(事業部)

- 密集住宅地内の建築物の耐震化や不燃化、倒壊の恐れがあるブロック塀や落下の恐れがある屋外広告物等について、その安全性に関する注意喚起を行う等の取組を進める必要がある。(再掲)

(事業部)

(火災発生の防止対策)

- 災害発生時も利用可能な消防水利の整備(耐震性貯水槽の設置)を進めるとともに、火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等、火災発生を防止するための行動を町民に啓発する必要がある。(再掲)

(消防本部)

(救助体制の強化のための耐震化)

- 救急救援活動に必要な緊急輸送道路や避難路について、道路橋の耐震化や無電柱化、

沿道建築物の耐震化等を推進するとともに、国や府等と連携を図りながら法面防災対策を計画的に推進する必要がある。(再掲)

(事業部)

(文化財の防火対策)

- 文化財所有者等は、災害時においても使用可能な防災設備を整備するとともに、設備の日常点検や防火訓練等を実施する必要がある。

(教育部)

- 町は、文化財所有者等と地域住民等との共助体制の構築に向けた支援をする必要がある。

(教育部)

<指標:現状値>

(再掲) ・住宅の耐震化率全体 84.4%、木造 81.3%

(再掲) ・公共施設の耐震化率

(学校、体育施設、国保病院、かしのき苑、人権センター等) 100%

(地区集会所) 81% [総務部]

(再掲) ・避難所協力施設(けいはんなプラザ等)の耐震化率 100% [総務部]

(再掲) ・文化財神社の耐震化率 0% [教育部]

(再掲) ・社会福祉施設の耐震化率 100% [健康福祉環境部]

7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的被害と交通麻痺

(緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化等)

- 救急救援活動に必要な緊急輸送道路や避難路について、道路橋の耐震化や無電柱化、沿道建築物の耐震化等を推進するとともに、国や府等と連携を図りながら法面防災対策を計画的に推進する必要がある。(再掲)

(事業部)

- 電柱等の倒壊により道路が閉塞されることを防ぐため、市街地等の幹線道路等重点路線を選定し、無電柱化等を計画的に推進していく必要がある。(再掲)

(事業部)

<指標:現状値>

・無電柱化路線 精華大通り 山手幹線 [事業部]

7-3 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

（関係機関の連携強化と避難体制の強化）

- 危険水位を超える出水を想定して、国、府、関係機関との一層の連携強化と町民への情報提供、避難体制の強化を図る必要がある。

（総務部）

（危険情報の収集・提供体制の確立）

- 土砂災害、地すべり、重要施設の耐震化・液状化・排水等に関わるハード・ソフト対策を適切に組み合わせて推進するとともに、河川堤防、道路・橋梁の被害状況等を早期に収集し、関係機関及び町民に情報提供を図ることにより、二次災害を回避する必要がある。

（総務部）

（ため池の防災対策）

- ため池の決壊による二次災害を未然に防止するため、点検を行って必要な整備を進めるとともに、万一の決壊に備えたため池のハザードマップを作成し、迅速かつ的確な避難のための情報を共有する必要がある。あわせて、ため池管理者に対し、施設の適正な保全と地域住民の協力を得ながら管理体制の強化を図る必要がある。

（事業部、総務部）

（河川管理施設等の維持管理など）

- 河川堤防、樋門、排水機場等の河川管理施設及び雨水幹線等の下水道施設について、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、異常豪雨時にもこれらの施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や防災対策とも連携した計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。（再掲）

（事業部）

〈指標：現状値〉

- ・ 防災重点ため池の調査 完了 [事業部]
- ・ 防災重点ため池のハザードマップ作成 未策定 [総務部]

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

（企業の防災対策）

- 化学物質や毒物・劇物を保有する企業における適正管理、必要な資機材の整備、訓練の実施や事故発生を想定したマニュアル整備について、府が着実に推進できるよう、協力を行う必要がある。

（消防本部）

（災害対応能力の向上）

- 警察、自衛隊、消防、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、日本赤十字等の受援計画の策定を進め、災害対策要員や資機材、物資等を確保するとともに、関係各機関や、府、近隣市町村と連携した合同訓練を実施し、能力の向上を図る必要がある。（再掲）

（総務部、健康福祉環境部、消防本部）

（二次災害を引き起こす可能性のある危険情報の収集と提供体制の確立）

- ガス供給施設等の被害状況、環境モニタリングデータ等を早期に収集し、関係機関及び町民等へ情報提供することにより、二次災害を回避する必要がある。

（総務部、健康福祉環境部、消防本部）

7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

（森林の整備・保全）

- 竹林の拡大防止等森林保全管理の着実な実施と治山事業の促進により二次災害を防止する必要がある。

（事業部）

（農地・農業用施設の保全管理）

- 農地の荒廃や崩壊を防ぎ、農業用排水路等を適正に管理・保全して二次災害を防止するための対策を支援するとともに、農業者のみならず、地域住民の多様な参画による協働活動を継続的に支援する必要がある。

（事業部）

- 地すべりにより農地等が流亡・埋設する恐れのある地域について、農地等の保全のための地すべり防止対策を促進する必要がある。

（事業部）

〈指標：現状値〉

- ・土砂災害危険箇所 9 地区 68 箇所 [総務部]
- ・土砂災害から保全される地区集会所 9 箇所 [総務部]

7-6 風評被害等による町経済等への甚大な影響

(観光業や農業の風評被害対策)

- 正しい情報を迅速かつ的確に提供し、町内農産物の販売促進や観光客等の誘致キャンペーンの実施により災害発生後の風評被害を防ぎ、早期復興を目指した支援の仕組みや体制づくりを平時から進める必要がある。

(事業部)

7-7 大規模災害と感染症のまん延が同時期に発生することによる社会生活機能の停止

(防疫対策)

- 平時から予防接種を促進するとともに、消毒や害虫駆除等を行う体制を構築する必要がある。

(健康福祉環境部)

- 海外における生産が多い、マスクや医療用手袋等のPPE（個人防護具）は感染症のまん延時は供給不足になることが想定されるため、消毒用アルコールや医療資材は備蓄をする必要がある。

(健康福祉環境部)

(まん延防止に向けた情報発信)

- 感染症のまん延を防ぐためには感染状況のみならず、感染症の対策方法などを適切な時期を逸することなく情報発信を行う必要がある。

8 大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物の処理の推進)

- 災害廃棄物処理計画の見直しを適宜行うとともに、災害廃棄物の迅速な処理体制を構築し、維持する必要がある。

(健康福祉環境部)

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う体制等の不足による復旧・復興が大幅に遅れる事態

(建設業の担い手の確保・育成等)

- 地震、浸水、土砂災害等の災害時において、道路啓開や河川等の復旧・復興を迅速に行うため、応急対策業務や被害状況調査等について、民間の関係団体と応援協力体制を継続的に確保するとともに、こうした業務を担う地域建設業者の育成・確保を図る必要がある。

(総務部、事業部)

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(地域防災力の強化)

- 地域ごとに意見交換しながら地区防災計画を作成し、自主防災組織を中心に住民や学校、企業等が協力し防災教育や防災訓練の実施、防災資機材の整備等地域防災力の充実・強化を図る必要がある。(再掲)

(総務部)

- 町内防災声かけ運動や防災お助けマップ作成運動、避難所再発見運動等、被害を軽減するための運動を啓発する必要がある。

(総務部)

(防災教育の実施)

- 毎年、全校で学校安全計画及び危機等発生時対処要領の確認・改善を促進するとともに、府、近隣市町村、専門家等と連携し、避難訓練への参画や防災ワークショップの実施、防災マップづくりなど、防災教育を推進する必要がある。

(教育部)

(消防人材の確保・育成)

- 消防団への加入を勧めるとともに、府立消防学校による消防団員の教育訓練、救助等専門チームの設置等によりその機能強化を図り、消防団が活発に活動する地域づくりを推進する必要がある。

(消防本部)

(警察機能の維持対策の推進)

- 警察機能の不全に備えて、平時から警察署の移転先を町内に確保するよう働きかける必要がある。

(総務部)

<指標:現状値>

- ・ 消防団充足率 83.9% [消防本部]
- ・ 自主防災組織結成率 90% [総務部]

8－4 基幹インフラ損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（鉄道施設の耐震化）

- 利用者の安全を確保する観点から、町内各駅舎の耐震化、防災拠点化を国、府及び鉄道事業者と連携しながら、着実に進めていく必要がある。

（事業部、総務部）

（災害情報収集体制の強化）

- 被害状況を早期に把握し、復旧計画を速やかに立案するため、情報収集体制を強化する必要がある。（再掲）

（総務部）

（地籍調査の推進）

- 被災後の迅速な復旧、復興を進める上で重要となる土地境界等の情報を整備する地籍調査事業を推進する必要がある。

（総務部）